

YOKOSHIBAHIKARI



第2次

横芝光町総合計画 後期基本計画



人・自然・文化が

奏でる暮らし

夢広がる幸せ実感のまち

横芝光



横芝光

本町では、平成30（2018）年度を初年度とする8年間の「第2次横芝光町総合計画」のもと、まちの将来像として掲げる「人 自然 文化が奏でる暮らし 夢広がる 幸せ実感のまち横芝光」の実現に向け、様々な施策を推進しております。

これまでの4年間は、「第2次横芝光町総合計画」における前期基本計画に基づき、成田市方面への新たな公共交通「横芝光号成田便」の運行開始、小中学校における給食費無償化や ICT 環境の整備、町の玄関口である横芝駅のエレベーター設置工事といった、本町の更なる発展に向けた大きな取組みに加え、教育、医療、福祉、その他地域振興を目的とした様々な施策を推進してまいりました。

その結果として、昨年実施した小中学生アンケートにおいて、本町に定住意向のない児童生徒が約10%減少したという結果が得られたことから、本町のまちづくりは着実に進展しているものと考えております。

しかしながら、少子高齢化の更なる進行や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、圏央道の開通や成田空港の更なる機能強化等、本町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しようとしています。

そのような中、大きな時代の変化に的確に対応すべく、令和4年度を初年度とする「後期基本計画」を策定いたしました。

後期基本計画では、平成27年に国連で採択された SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れつつ、誰もが安心して、いつまでも住み続けたいと思えるような町を実現できるよう、各種事業に取り組むこととしております。

今後も、町民1人ひとりがより多くの人や地域とのつながりを大切にしながら、お互いが役割を担い合い、成果を分かち合う協働のまちづくりを進めていきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見等をいただきました関係各位に深くお礼申し上げますとともに、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月



横芝光町長 佐藤 晴彦

目次

第Ⅰ部 序論	1
第1章 計画の概要	2
1. 計画策定の目的	2
2. 計画の構成と期間	2
3. 総合計画と総合戦略の関係性	2
第2章 計画の背景と課題	3
1. 横芝光町の概況	3
2. 時代潮流	11
3. まちづくりの課題	14
第3章 基本構想の概要	16
1. まちづくりの理念	16
2. まちの将来像	16
第Ⅱ部 後期基本計画	17
施策の体系	18
第1章 自分らしく生き生きと暮らせるまち	22
1. 子育て支援	22
2. 高齢者支援	26
3. 障害者支援	28
4. 地域福祉	30
5. 保健・医療	32
6. 社会保険	34
第2章 豊かな心と郷土愛を育むまち	36
1. 学校教育	36
2. 青少年育成	38
3. 生涯学習	40
4. 文化振興	42
5. スポーツ振興	44
第3章 自然と共生する住みやすいまち	46
1. 市街地整備	46
2. 道路・交通環境	48
3. 住まい	50
4. 上水道・下水処理	52
5. 環境衛生	56
6. 環境・景観	56

7. 河川・海岸整備.....	58
8. 公園・緑地整備.....	60
第4章 安全で安心して暮らせるまち.....	62
1. 防災.....	62
2. 消防・救急.....	64
3. 防犯・交通安全.....	66
4. 消費生活.....	68
第5章 地域の特性を活かした活力あるまち.....	70
1. 農林水産業.....	70
2. 観光・交流.....	74
3. 商工業.....	76
4. 産業活性化.....	78
5. 移住・定住.....	80
6. 空港と共生するまちづくり.....	83
第6章 相互理解と協働による住民主体のまち.....	84
1. 人権.....	84
2. 男女共同参画.....	86
3. 国際交流.....	88
4. コミュニティ.....	90
構想推進のために.....	92
1. 住民参加.....	92
2. 行政運営.....	94
3. 財政運営.....	96
4. 広域連携.....	98
重点戦略.....	100
1. 重点戦略の位置づけ.....	101
2. 重点戦略.....	102
資料編.....	111
1. 第2次横芝光町総合計画後期基本計画策定の経過.....	112
2. 第2次横芝光町総合計画後期基本計画策定の流れ.....	113
3. 横芝光町総合計画審議会条例.....	114
4. 横芝光町総合計画審議会委員名簿.....	115
5. 横芝光町総合計画調整委員会規程.....	116
6. 横芝光町まちづくり住民会議要綱.....	117
7. 持続可能な開発目標（SDGs）.....	118
8. 指標一覧.....	122

第 I 部

序論

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的

総合計画は、長期的視点に立ってまちづくりを進めるため、まちの将来を展望し、望ましい方向性などを総合的・体系的にまとめる計画です。本町では、総合計画を町の最上位計画と位置づけ、町政運営の基本指針として住民と共有し、住民と行政の協働により推進していくこととしています。

2021（令和3）年度をもって、「第2次横芝光町総合計画」の「前期基本計画」の計画期間が満了することから、ここに「後期基本計画」（以下、本計画）を策定します。

2. 計画の構成と期間

第2次横芝光町総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画により構成しています。

①基本構想【2018（平成30）～2025（令和7）年度】

「まちの将来像」を掲げ、分野ごとの基本的な目標（施策の大綱）を定めています。

②基本計画【前期：2018（平成30）～2021（令和3）年度】

【後期：2022（令和4）～2025（令和7）年度】

基本構想に掲げる将来像を実現するため、分野ごとに施策を体系的に整理し、課題と取組内容を定めています。今回は、後期基本計画（本計画）を策定します。

③実施計画【基本計画と同期間（1年ごとに更新）】

基本計画に掲げた施策体系に基づき、目標を達成するための具体的な事業を定めています。今回は、後期実施計画を策定します。

《計画の期間》

2018 平成30	2019 令和元	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	2025年度 令和7
基本構想（8年）							
前期基本計画（4年）				後期基本計画（4年）			
前期実施計画（4年）※1年ごとに更新				後期実施計画（4年）※1年ごとに更新			

3. 総合計画と総合戦略の関係性

本計画は、「第2期横芝光町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020（令和2）～2024（令和6）年度）に示された将来人口の推計や人口減少抑制に向けた方向性等を踏まえ、策定します。

第2章 計画の背景と課題

1. 横芝光町の概況

①位置

本町は、千葉県北東部に位置し、東京都心から約70km、千葉市から約40km、成田国際空港から約20kmの距離にあります。形状は東西約5km、南北約14kmと南北に細長く、面積は67.01km²で、東は匝瑳市、西は山武市、北は山武郡芝山町、香取郡多古町に隣接しています。南は白砂青松の続く九十九里浜が広がり、太平洋に面しており、中央部から南部にかけては平坦地が続く、北部は緩やかな丘陵地帯を形成しています。また、かつて上総、下総の国境でもあった、九十九里平野における最大の河川栗山川が、中央部を北から南に向けて流れています。

広域交通としては、JR 総武本線があり、横芝駅から千葉駅まで普通列車で約1時間、東京駅まで特急列車利用の場合は約1時間20分で連絡しています。首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、銚子連絡道路、国道126号など広域的な幹線道路により各地と結ばれ、広域的な交通利便性が高まっています。

また、日本の主要な空の玄関口である成田国際空港に近接し、その更なる機能強化に伴う地域活性化が期待されています。

《町の位置》



②沿革

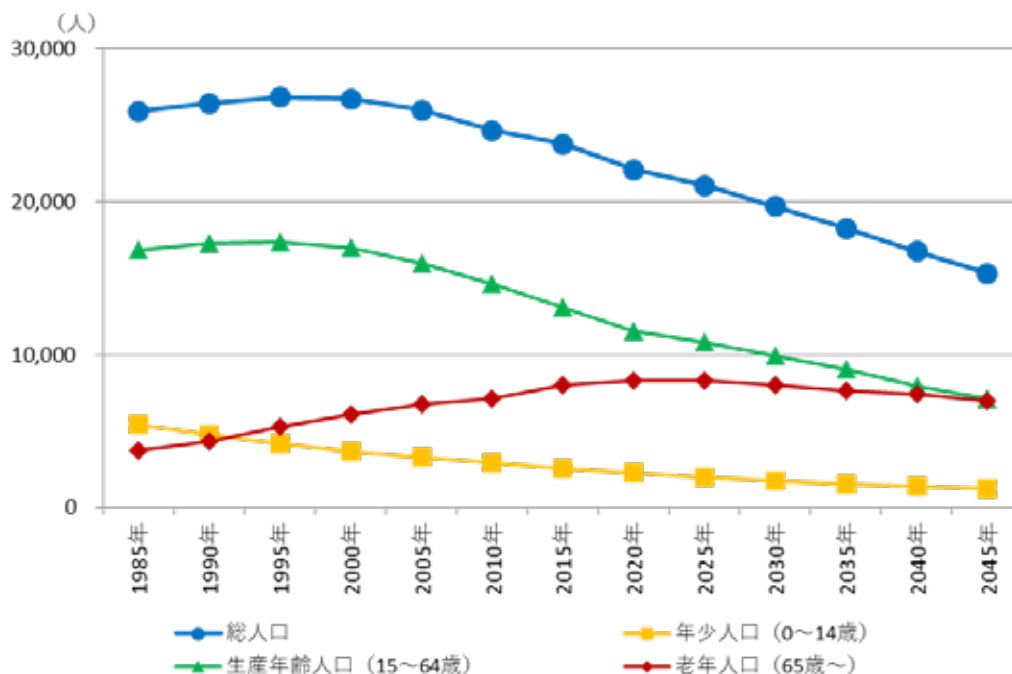
1954（昭和29）年5月、日吉村・南条村・東陽村・白浜村が合併して旧匝瑳郡光町が生まれました。ほぼ時を同じくして、1955（昭和30）年2月、横芝町・大総村・上堺村が合併して、旧山武郡横芝町が生まれました。2006（平成18）年3月27日、この両町が郡を超えて合併し、山武郡横芝光町が誕生しました。

③人口

国勢調査によると、本町の総人口は、1995（平成7）年の26,814人（旧横芝町と旧光町の合計）をピークに緩やかに減少し、2020（令和2）年には22,075人となっています。国立社会保障・人口問題研究所によれば、町の人口は今後も減少を続け、本計画の目標年次である2025（令和7）年には21,060人とピーク時の8割以下まで減少するものと推計されています。

人口構成については、2020（令和2）年には年少人口（0～14歳）10.1%、生産年齢人口（15～64歳）52.3%、老年人口（65歳以上）37.6%であったものが、2025（令和7）年には年少人口9.5%、生産年齢人口51.3%、老年人口39.2%となり、より一層の少子高齢化が予測されています。

《総人口及び年齢3区分別人口の推移》



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

注：2020（令和2）年までは「国勢調査」に基づく実績値、2025（令和7）年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値（2018（平成30）年3月公表）。

④産業

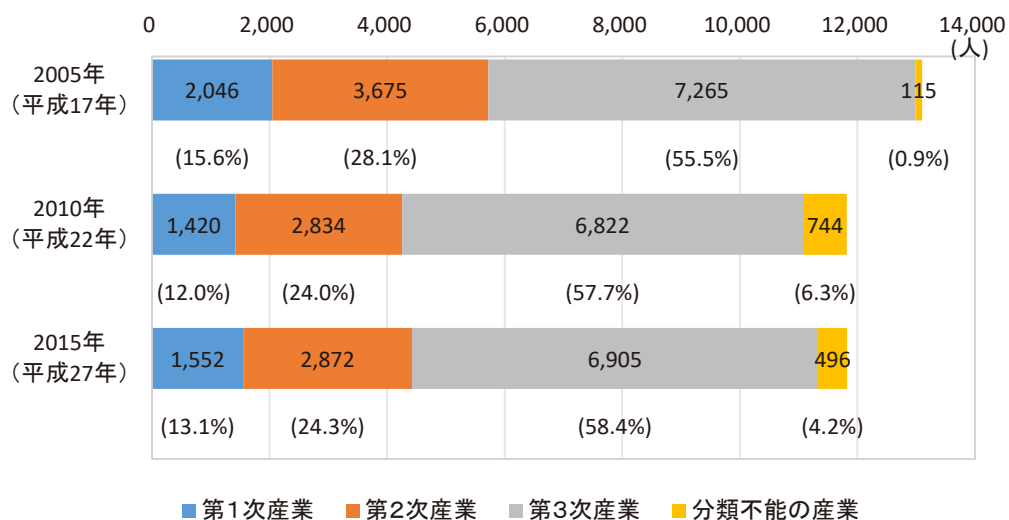
人口減少に伴い、本町の就業人口も減少傾向にあり、2005（平成17）年から2015（平成27）年までの10年間で、13,101人から11,825人へ1,276人減少しています。後継者不足が深刻な第1次産業及び第2次産業の就業者は、同じ10年間で約4分の3に減少しています。一方、第3次産業の就業者数は横ばい傾向を維持しています。

農業は基幹産業であり、穏やかな気候を活かして、水稻を中心に、スイートコーンやネギなどの露地野菜の栽培が盛んです。また、養豚や酪農等の畜産も行われています。

工業は、古くから盛んな窯業に加え、鉄鋼・金属製品などの製造業が特徴となっています。成田国際空港との近接性や、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の延伸による交通アクセスの向上により、町内の2つの工業団地には多くの企業が進出しており、今後もさらなる発展が期待されます。

商業は、国道126号沿道及び沿岸部を中心に商業集積が見られ、飲食料品関連の卸売・小売業の従業者数が多いことが特徴です。また、観光では、海、川、里山といった自然や、文化的資源を活かした取組が進められています。

《町の産業別就業人口及び構成割合》



資料：総務省「国勢調査」

【参考】

第1次産業：農林漁業／第2次産業：鉱業・建設業・製造業／第3次産業：電気・ガス・水道、卸売・小売、飲食・宿泊、教育・学習、その他サービス業など

⑤財政状況

2013（平成25）年度から2019（令和元）年度までの財政状況をみると、歳入、歳出ともに100億円前後で推移しています。なお、2020（令和2）年度は、特別定額給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連）等により例外的に増加しました。

歳入のうち自主財源である町税収入について2016（平成28）年度は改善していますが、地方交付税は、2013（平成25）年度以降2017（平成29）年度までは減少傾向にありました。一方で、歳出のうち義務的経費である扶助費が増加の一途をたどっており、公債費についても増加傾向にあります。また、主要財政指標をみると、実質公債費比率及び将来負担比率は徐々に改善されているものの、財政力指数は減少傾向で厳しい財政状況にあります。

今後、生産年齢人口の減少などの要因により、町税収入の大きな伸びは期待できない一方で、保健・医療・福祉など扶助費の増加に加え、合併特例事業債の元金償還など公債費の増加が見込まれるため、財政健全化が引き続き大きな課題となっています。

《町の財政状況の推移（一般会計・年度ごと）》

（単位：百万円・％）

歳入区分	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)
町税	2,546	2,460	2,458	2,512	2,530	2,547	2,580	2,592
地方交付税	3,439	3,421	3,292	3,219	3,186	3,209	3,275	3,308
国・県支出金	1,745	1,601	1,971	1,583	1,619	1,431	1,618	4,905
町債	1,020	1,190	1,618	610	646	911	563	539
その他	1,939	2,283	2,404	2,202	2,341	2,574	3,028	3,515
合計	10,689	10,955	11,743	10,126	10,322	10,672	11,064	14,859

歳出区分	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)
人件費	1,572	1,648	1,670	1,592	1,614	1,616	1,650	1,809
扶助費	1,287	1,392	1,441	1,557	1,595	1,573	1,618	1,677
公債費	1,029	1,013	1,054	1,050	1,060	1,092	1,178	1,138
物件費	1,257	1,300	1,333	1,414	1,412	1,385	1,570	1,701
投資的経費	1,838	1,667	1,713	927	923	1,058	784	1,344
その他経費	3,211	3,538	4,062	3,144	3,310	3,574	3,589	6,745
合計	10,194	10,558	11,273	9,684	9,914	10,298	10,389	14,414

財政力指数	0.49	0.49	0.49	0.48	0.48	0.47	0.47	0.47
経常収支比率	85.2	88.8	85.8	89.2	90.3	90.8	94.7	88.7
実質公債費比率	8.4	7.9	7.4	6.9	6.5	6.1	6.3	6.1
将来負担比率	41.0	43.6	34.9	26.0	16.8	11.9	10.7	7.1

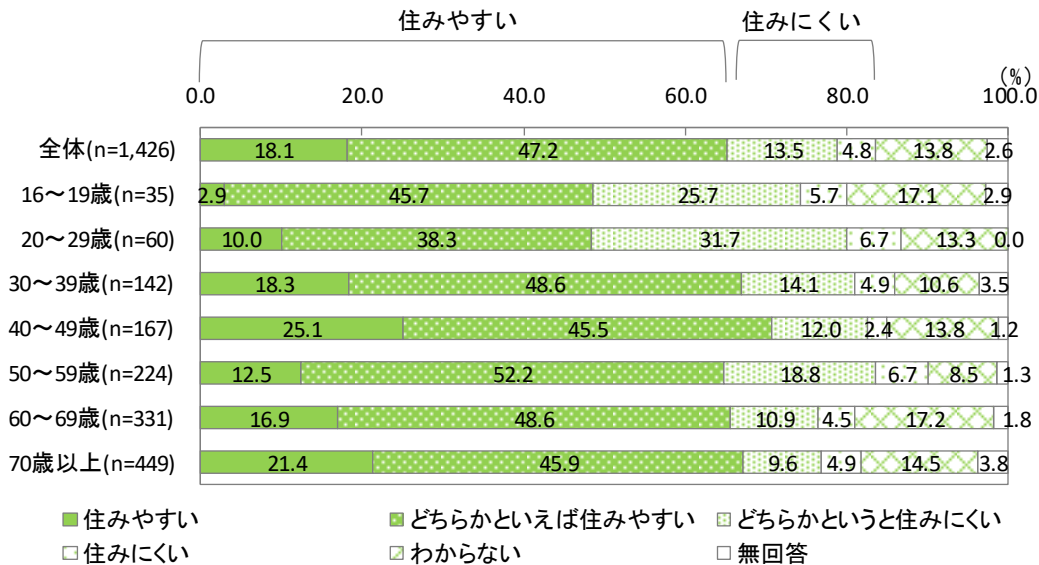
⑥住民の意見

アンケートや住民会議などからの意見を、次の通り示します。

■住民アンケート・小中学生アンケート

○住みやすさ

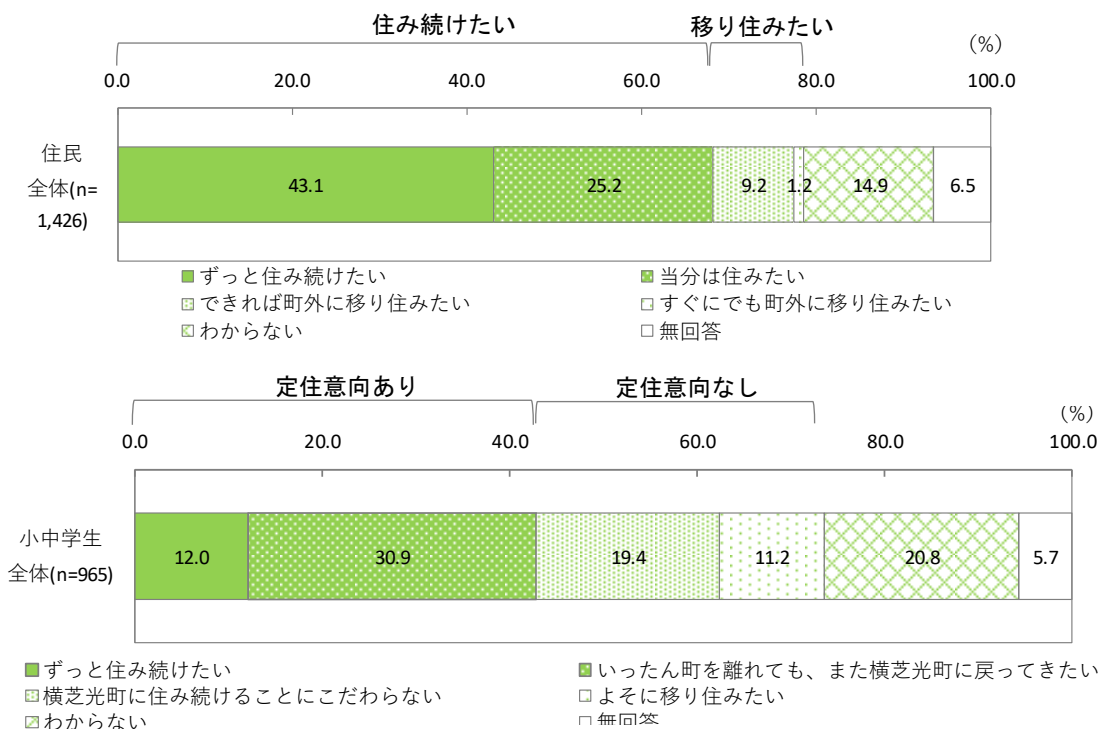
住みやすいと思う人が約 70%、一方、住みにくいと思う人が約 20%となっており、若い世代では、住みやすいと思う割合が少なくなっています。



○定住意向

住民アンケートでは、本町に住み続けたいと思う人が 70%近くに達しています。

一方、小中学生アンケートでは、定住意向のある子どもは約 40%、定住意向のない子どもは約 30%となっています。

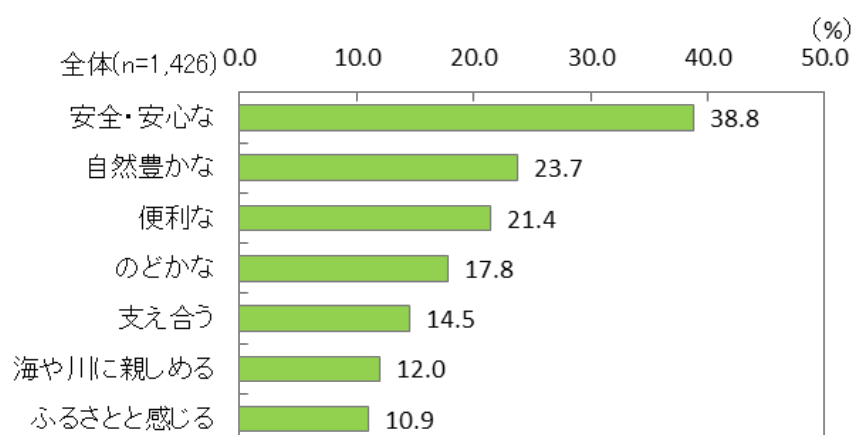


○未来の姿にふさわしいキーワード、活かしたい強み

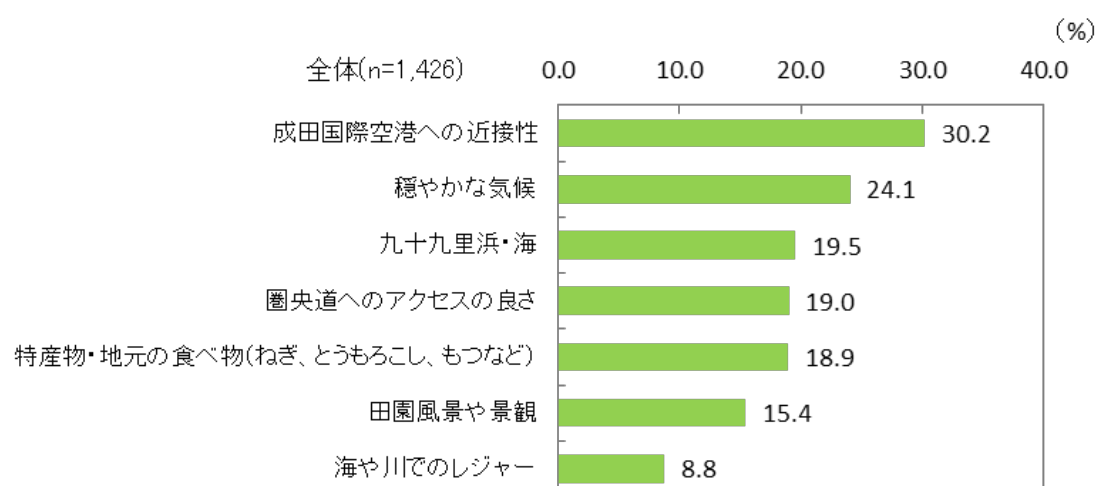
本町の未来の姿として、「安全・安心な」「自然豊かな」というキーワードを選ぶ人が多くなっています。また、「便利な」「のどかな」「支え合う」といったキーワードが続いています。

本町の強みとしては、「成田国際空港への近接性」と「穏やかな気候」が多くなっています。これに「九十九里浜・海」「圏央道へのアクセスの良さ」が続き、「特産物・地元の食べ物」「田園風景や景観」「海や川でのレジャー」といった自然をあげる声も多くなっています。

《町の未来の姿（上位7位まで）》



《活かしたい町の強み（上位7位まで）》



■まちづくり住民会議からの提言

公募等により参加した住民 14 名からなる「まちづくり住民会議」を 2016 (平成 28) 年度に続き開催し、「横芝光町の未来」について提言をまとめました。ここでは、理想のまちの将来像や未来のまちづくりの方向性に込めた想いを紹介します。

《まちづくり住民会議からの提言（抜粋）》

◆ちょうどいいまち 横芝光

住み続けられるまち、選ばれるまち。多彩な議論と効果的なプロモーションで、自ら未来を切り拓いていく、誰にとっても「ちょうどいい」まちをつくる。

○住民と行政が継続的に議論できる場をつくる

住民の自発的な議論を促すとともに、その意見を吸い上げたうえで住民と行政とが議論し合える、常設組織を設置する。(まちづくり住民会議の常設化や、ビジネス人材を活かした横芝光シンクタンクの設置等)

議論を活性化するため、行政はしっかりと情報を開示し、SNS などのツールも活用しながら若者の参画を促す。

○行政はスピード感をもち、戦略的プロモーションなど質の高い事業を展開する

横芝光シンクタンクに事業創出機能とチェック機能を付与して、行政との情報共有と議論を通じて PDCA サイクルを回し、成果を出せる取組を展開する。

戦略的プロモーションを強化する。(子育ての成果を強調したり、不動産情報と子育てに優しい町の施策をセットで PR する、等)

◆誰もが楽しく暮らせるまち

栗山川を中心とする自然環境と、成田国際空港に近い利便性を活かして魅力を磨き、若い人も長く楽しく暮らせるまちをつくる。

○自然環境の魅力アップ

横芝光町には、栗山川を中心とした豊かな自然があるが、十分にその魅力を活かしきれていないとも言えない。これらの環境を整備することで魅力をアップし、町内外の人たちが気軽に自然に触れることができるようにする。

○若い世代が暮らしたくなるまちを

子育て環境は周辺自治体に比べると充実しているため、成田国際空港の活用や周辺自治体との協力で利便性を高めるとともに、雇用・住環境も含めてさらに改善することで、特に若い世代が暮らしたくなるまちを目指す。

○まちの資源と魅力を伝える情報発信

まちの資源と魅力を町内外へ伝えるため、情報発信の方法を工夫していく。

■団体インタビュー

安全・安心・生活環境、子ども・教育、福祉・健康、高齢者・ボランティア、文化・スポーツ、産業といった分野で、日頃まちづくり活動に携わっている 30 団体に対し、未来のまちの望ましい姿などを伺いました。

まず、団体活動については、人材の確保が困難であるという問題を抱えつつも、地域活動の継続は重要であるとする意見が出されました。

また、観光・賑わい・移住定住促進については、まちの地域資源は、都市住民にとっては大きな魅力となり得るのではないか、地域資源を活かして情報発信を強化したらどうか、といった意見が出されました。

産業については、雇用のミスマッチを防ぎ、安定した雇用環境を整備することが課題であり、成田空港の更なる機能強化に伴う機会を活用し、産業活性化を図るべきといった意見が出されました。

2. 時代潮流

①人口減少・少子高齢化の進行

日本の総人口は、令和2（2020）年国勢調査によれば約1億2,600万人であり、引き続き減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所によれば、令和47（2065）年の人口は約8,800万人と推計されており、急激な人口減少に伴う社会・経済の持続可能性の喪失が危ぶまれています。

人口減少に加え、わが国は、世界で最も少子高齢化が進んだ国となっています。子どもの数（15歳未満人口）は、令和3（2021）年4月1日時点で1,493万人と過去最少です。他方、高齢者の数（65歳以上人口）は、令和3（2021）年9月15日時点で3,640万人と過去最多であり、高齢化率は29.1%と過去最高を更新しています。

このような人口減少と少子高齢化の進行は、わが国の社会・経済に極めて大きな影響を及ぼします。例えば、需要・消費の低迷、労働力不足から生じる経済への打撃、医療・介護ニーズの増加、社会保障費の増加などによる社会保障システムの崩壊、地方都市における人口減少の加速化、コミュニティの担い手不足などによる持続可能な地域社会の喪失などが懸念されます。

こうした状況に対応するため、若者の働く場の確保、子どもを産み育てやすい仕組みづくり、仕事と家庭の両立を含めた働き方の改革、地域で支え合う体制づくりなど、社会のあり方そのものが大きく見直されようとしています。

②安全・安心な環境づくりの重要性

地震・津波災害をはじめ、風水害などの自然災害が全国各地に甚大な被害をもたらしています。国は、「国土強靱化計画」に沿った平時からの備えにより、人命を最優先し、被害を最小化して迅速に回復できる「強くしなやかな国土」を目指しています。2019（令和元）年の台風15号及び19号は、千葉県を中心に大きな被害をもたらし、また、東日本大震災から10年の節目を迎えたことから、防災への意識はますます高まっています。

他方、高度成長期以降に整備した社会資本の老朽化が全国で深刻な問題となっています。国では、社会資本の戦略的な維持管理・更新と、災害特性や地域の脆弱性に応じた災害等のリスクの低減などを重点目標として、道路や河川等の整備を進めています。

暮らしの中では、振り込め詐欺や悪質商法など高齢者を狙った犯罪が問題となっているほか、子どもや女性が被害者となる事件も目立っています。防犯パトロールや見守り、地域の安全点検など、地域一丸となった安全・安心な環境づくりが大切になっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の経験により、市区町村など基礎自治体の果たす役割の重要性が改めて注目されました。医療体制の整備、住民への効果的な呼びかけ、非常時に迅速・柔軟に対応できる組織体制など、平時から感染症などに備

えておく必要性が高まっています。

③持続可能な地域づくりの進展

地球温暖化や生物多様性の喪失など、地球規模の環境問題が深刻化し、国際的な対策が進められる中、わが国においても、温室効果ガスの排出削減などに取り組み、太陽光・風力・バイオマス発電など、再生可能エネルギーの活用が進んでいます。

2015（平成 27）年、国連総会において「誰一人取り残さない」社会の構築を目指した「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。目標年次である 2030（令和 12）年に向けて、全世界の国々、自治体・企業・住民がそれぞれの取組を進めています。この SDGs の理念は、持続可能な地域づくりの方向性と合致しており、自治体における SDGs の推進も本格化しています。また、2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、国の「カーボンニュートラル宣言」に伴い、「ゼロカーボンシティ宣言」をする自治体も増加しています。

日常生活においては、資源の消費を抑制し、環境負荷の少ないライフスタイルへと転換していくことが重要となっています。このため、学校や職場、地域における環境教育を推進するとともに、住民、事業者、団体などが主体的に環境保全活動を展開していくことの大切さが高まっています。

④情報通信技術の飛躍的な発展

インターネットなど情報通信技術の飛躍的発展を背景として、国民生活を取り巻く社会・経済システムは大きく変容しています。さらに、世界的な脅威となった新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、日常生活においても情報通信技術の活用が加速度的に進みました。

国は、令和 2（2020）年に「自治体 DX 推進計画」を策定し、情報通信技術を活用して住民の利便性の向上と自治体の業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが重要としました。

自治体においても、DX^{※1}推進のための全庁的なマネジメント体制や人材の確保・育成といった情報通信技術活用に向けた推進体制を構築するとともに、行政手続のオンライン化など、行政サービスの更なる向上につなげていくことが重要となっています。

他方、インターネットにアクセスできない高齢者などとの情報格差（デジタルデバイド）や、ソーシャルメディアでの誹謗中傷といった人権問題、サイバー攻撃による脅威の深刻さなど新たな問題も生じており、対応が求められています。

¹ デジタルトランスフォーメーションの略。情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

⑤先の見えない経済状況と働き方の多様化

令和2(2020)年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大などの影響により、世界経済の不確実性はますます高まっています。地域経済においても、小売業、宿泊業や飲食業、娯楽、観光業などが極めて大きな打撃を受けました。

このような状況のもと、国は、「新しい資本主義の実現」を掲げ、先端技術の開発促進、DXの推進、クリーンエネルギー技術の開発・実装、イノベーション^{※2}の担い手であるスタートアップの徹底支援などを進めています。

国による情報通信技術の活用促進や、イノベーション創出支援は、地方における新たな起業や既存企業の移転を促すものと思われます。今後、多様な働き方が可能となる中で、情報通信技術活用などにより働く場所や時間の選択肢が増え、地方への移住・定住につながる事が期待されます。

⑥社会と住民意識の変容

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、社会システムや人々の生活に大きな影響を及ぼしました。人と人との直接的なつながりが希薄になる中、家族や地域社会という基礎的なコミュニティが重視される一方で、社会的な孤独・孤立といった問題が一層深刻化しています。

地域コミュニティは、日頃からの見守りや助け合いなど、地域課題の解決に向け様々な機能を担ってきました。しかし、人口減少と少子高齢化などにより、自治会や子ども会などへの参加者の減少、担い手の不足などがさらに顕著となっています。

ますます複雑化・多様化する地域課題に対応するため、住民・事業者・行政などの協働をこれまで以上に進め、ポストコロナ時代における持続可能な地域経営を実現することが課題となっています。

他方、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、住民意識の変容を促しました。人々の生活様式、特に働き方が大きく変化して働く時間や場所の自由度が拡大したことにより、地方への移住に関心を持つ人が若い世代を中心に多くなっています。

² 新しい技術や考え方を取り入れ、サービスや製品、仕組みを生み出すことにより、社会に新たな価値や変化をもたらすこと。

3. まちづくりの課題

①誇りを持って住み続けられる持続可能なまちづくり

本町では、若者（特に 10 代後半から 20 代前半）の進学や就職を目的とした転出が多くなっており、将来の人口減少と少子高齢化の進行が危惧される状況にあります。

若者の定住を促すためには、教育環境の充実、就労の場所の確保、子育て支援の充実などにより、住みたいと思える魅力的なまちとしていくことが重要です。本町では、子育て支援対策として、子どもの医療費助成を高校生まで拡大するなど積極的な取組を進め、妊娠期からの切れ目ない支援や学童保育の充実などにも努めていますが、子ども数の減少に伴う学校の適正配置などが引き続き課題となっています。

また、高齢化が進む中、高齢者が安心して暮らせるまちとするためには、福祉・介護サービスの適切な提供に加え、地域の支え合いなどにより住み慣れた地域で住み続けることができる仕組みづくり、生きがいを持って地域で活躍できる機会の充実などが必要となっています。

子どもから高齢者まで誰もが住みやすいまちとすることで、移住・定住を促進し、住民が誇りを持って住み続けられる持続可能なまちとしていくことが重要です。

②地域特性を活かしたにぎわいづくり

本町では、人口減少に伴って就業人口が減少しており、特に、基幹産業である農業では、担い手の高齢化や後継者不足が問題となっています。また、商工業については、優位な立地条件を活かした企業誘致、地域ブランド強化と全国的な PR などが課題となっています。

本町は、雄大な太平洋、緑濃い丘陵、栗山川といった豊かな自然環境を有し、魅力ある観光資源に富んでいます。このようなまちの魅力を町内外に積極的に発信することにより、本町への関心を高め、地域を愛する心の醸成を促して、観光・交流などを通じ活気を生み出すことの重要性がさらに高まっています。

このほか、多様な生き方や働き方が注目される中で、自然の中で活き活きとリラックスして暮らせる・働けるといった、本町ならではの価値を発信していくことも、にぎわいづくりのために重要です。

③住民参加と協働の促進

本町では、昔ながらの人と人とのつながりが色濃く残ってはいるものの、地域活動への参加者の減少や担い手の高齢化が著しくなっています。その一方で、課題解決に向け主体的に取り組む NPO やボランティア団体なども見られることから、今後も多彩な担い手による地域活動の維持と、その活性化を促していく必要があります。

本町は、これまでも住民参加のまちづくりを進めてきました。今後は、人口減少・少子高齢化が進む中で、まちの特色を活かした自立的な行財政運営が求められており、地域のさまざまな課題解決に向けて、住民と町が協働し、ともにまちづくりを担うことがますます重要となります。

このため、町政に関する情報を分かりやすく発信して住民の関心を高めるとともに、多様な参加の機会を設けて、協働のまちづくりをこれまで以上に進めていくことが必要です。このほか、財政が厳しさを増す中、効率的・効果的な行財政運営に向けて、公共施設の適切な配置と運営や、民間活力の活用などが引き続き課題となります。

④成田国際空港との共生・共栄

成田国際空港は、1978（昭和 53）年の開港以来、わが国の主要な国際空港の一つとして、多大な役割を果たしてきました。今後も、高まる航空需要に応えながら、国の経済成長や地域振興に貢献していくことが期待されている中、2018（平成 30）年 3 月に、国・県・成田国際空港株式会社・空港周辺 9 市町による「成田空港に関する四者協議会」は、発着時間拡大と滑走路の延伸・新設を柱とした「成田空港の更なる機能強化」の実施について合意しました。2020（令和 2）年 3 月には、成田国際空港周辺の地域づくりに関する「実施プラン」を策定し、四者の協働により地域振興を進めていくことが確認されました。

成田空港の更なる機能強化は、わが国の経済成長への貢献のみならず、産業振興やインフラ整備、生活環境の向上など、空港周辺の地域にさまざまな効果をもたらすことが期待されていますが、本町では、町の将来にとって大きな影響があると考え、慎重に協議・検討を進め、これからのまちづくりは航空機騒音対策に万全を期すとともに、移住・定住や企業立地の促進、公共交通や道路ネットワークの充実など、空港を活かした地域振興に努めていくことが不可欠と考えました。この後期基本計画では、成田国際空港との共生・共栄に向けた取組を強化し、分野横断的・総合的に進めていく必要があります。

第3章 基本構想の概要

1. まちづくりの理念

本町の地域活性化に向けては、行政のみならず、町民、各種団体、企業など多彩な主体（ひとびと）が、未来を想い描き、積極的に行動し、お互いに協力しながら地域を創っていく『協働と創造のまちづくり』が大切であると考えます。

このようなことから、人々が共有すべき基本姿勢として、「まちづくりの理念」を次のとおり決めました。

協働と創造による地域力発揮のまちづくり

2. まちの将来像

これからの本町は、まちの暮らしやすさと可能性を高め、一人ひとりが思い描く暮らしを実現する＝幸せを実感するための環境づくりに努めます。その取組を通じ、町内外の人々から主体的・能動的に選ばれるまちとなることを目指して、「まちの将来像」を次のとおり決めました。

人 自然 文化が奏でる暮らし
夢広がる幸せ実感のまち 横芝光

第Ⅱ部

後期基本計画

施策の体系

第1章 自分らしく生き生きと暮らせるまち

1. 子育て支援	施策1 地域での子育て支援体制づくり 施策2 保育サービスの充実 施策3 健全な親と子の育成 施策4 家庭教育の支援
2. 高齢者支援	施策1 介護保険事業の推進 施策2 高齢期の生活支援 施策3 社会参加と就労の支援
3. 障害者支援	施策1 障害者の地域生活の支援 施策2 暮らしやすい環境の整備 施策3 障害に対する理解の促進 施策4 各種専門機関との連携
4. 地域福祉	施策1 地域共助の意識の醸成 施策2 地域福祉体制の充実 施策3 ユニバーサルデザインのまちづくり
5. 保健・医療	施策1 健康づくり意識・理解の向上 施策2 健康づくりの推進 施策3 医療体制の整備
6. 社会保険	施策1 国民健康保険事業の推進 施策2 介護保険制度の健全運営 施策3 後期高齢者医療制度の推進

第2章 豊かな心と郷土愛を育むまち

1. 学校教育	施策1 教育内容の充実 施策2 学校運営の充実 施策3 教育環境の整備
2. 青少年育成	施策1 青少年の健全育成
3. 生涯学習	施策1 生涯学習環境の充実 施策2 図書館機能の充実
4. 文化振興	施策1 文化資産の保全・活用 施策2 芸術・文化活動の振興
5. スポーツ振興	施策1 スポーツ・レクリエーションの振興 施策2 スポーツを通じた健康づくり 施策3 スポーツ推進体制の充実

第3章 自然と共生する住みやすいまち

1. 市街地整備	施策1 特性を活かした都市計画 施策2 市街地の利便性の向上
2. 道路・交通環境	施策1 幹線道路の整備 施策2 生活道路の充実 施策3 公共交通機能の充実促進
3. 住まい	施策1 適正な宅地開発・住宅建築の促進 施策2 公営住宅の改善 施策3 空き家対策
4. 上水道・下水処理	施策1 上水道の整備 施策2 下水処理対策の推進
5. 環境衛生	施策1 ごみの適正な処理 施策2 し尿の適正な処理 施策3 生活環境の保全 施策4 火葬場利用の充実 施策5 航空機騒音対策の充実
6. 環境・景観	施策1 環境の保全・活用 施策2 景観の保全
7. 河川・海岸整備	施策1 栗山川の保全・活用 施策2 九十九里海岸の保全
8. 公園・緑地整備	施策1 公園・緑地の保全と整備 施策2 緑化の推進

第4章 安全で安心して暮らせるまち

1. 防災	施策1	地域防災体制の強化
	施策2	有事に備えた体制整備
2. 消防・救急	施策1	消防機能の向上
	施策2	救急機能の向上
3. 防犯・交通安全	施策1	防犯対策の強化
	施策2	交通安全対策の強化
4. 消費生活	施策1	消費者支援の強化

第5章 地域の特性を活かした活力あるまち

1. 農林水産業	施策1	食の安全・安心への対策
	施策2	流通販売と消費の拡大
	施策3	生産振興と経営支援
	施策4	地域資源の活用と環境との共生
2. 観光・交流	施策1	観光基盤の充実
	施策2	観光資源の活用・開発
3. 商工業	施策1	商業機能の充実
	施策2	新たな商業活動の促進
	施策3	既存の工業の振興
	施策4	企業立地の促進
4. 産業活性化	施策1	新たな事業展開や起業の促進
	施策2	就業・雇用の促進
5. 移住・定住	施策1	受け入れ体制の整備
	施策2	積極的な町の魅力発信
	施策3	若者の定住・定着の促進
6. 空港と共生するまちづくり	施策1	空港を活かしたまちづくりの推進
	施策2	空港へのアクセスの充実
	施策3	土地・河川等の整備促進

第6章 相互理解と協働による住民主体のまち

1. 人権	施策1	人権に対する意識の啓発
	施策2	人権相談の充実
2. 男女共同参画	施策1	男女共同参画のための意識啓発
	施策2	男女共同参画のための仕組みづくり
3. 国際交流	施策1	国際的な視野を持った人材の育成
	施策2	国際交流活動の推進
4. コミュニティ	施策1	地域活動の維持・活性化
	施策2	自主的な活動の創出支援
	施策3	多文化共生の地域づくり

構想推進のために

1. 住民参加	施策1	広報広聴の充実
	施策2	住民参加と協働のまちづくり活動の推進
2. 行政運営	施策1	住民サービスと行政事務の充実
	施策2	人材・組織の質の向上
	施策3	総合的・計画的な行政の推進
3. 財政運営	施策1	効率的な財政運営
	施策2	財政構造の転換への取組
4. 広域連携	施策1	広域連携の推進

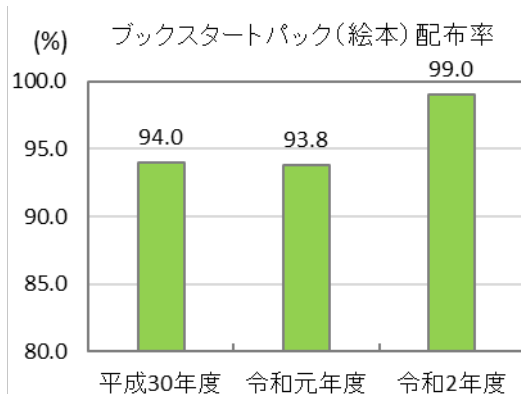
第1章 自分らしく生き生きと暮らせるまち

1 子育て支援



《現状と課題》

- 2020（令和2）年に生まれた子どもの数は、わが国全体で約84万人であり、過去最少の数となっています。少子化は、将来の人口減少につながるだけでなく、子どもの成長過程にも影響を及ぼします。このため、国や地域社会が一体となって、子どもや子育て家庭を支えるための取組が進められています。
- 本町の認可保育所は、公立3箇所、私立5箇所の計8箇所、幼稚園は私立2箇所、加えて民間の子育て支援センターが2箇所運営されています。子どもの居場所としては、児童クラブ5箇所があります。また、保育所や幼稚園、小学校、中学校で家庭教育学級を実施し、家庭での教育力の向上を図っています。本町でも少子化が進む中、近年では、保育ニーズへの対応、保育所（園）などの環境整備だけでなく、施設の統廃合などを含む保育体制の充実も課題となっています。
- このほか、高校3年生までの医療費を無料化し、また、妊産婦や乳幼児に対しては健診や相談の実施により継続的に支援するなど、本町では子どもと子育て家庭を保健・医療面からも支援しています。
- 核家族化が進み、地域のつながりが希薄になる中、子育て家庭が不安や孤立を感じることなく、地域で安心して子育てできる体制づくりが重要です。今後も、子どもと子育て家庭が経済的・精神的に安心して暮らせるよう、保健・医療面の支援を含め、子育て世代包括支援センター「プラムっこ」を拠点として、妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援体制の充実を図ることが求められます。



■関連する分野計画

ブックスタート

地域福祉計画・地域活動計画	2021（令和3）年度～2025（令和7）年度
子ども・子育て支援事業計画（第2期）	2020（令和2）年度～2024（令和6）年度

《基本方針》

子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできるよう、保育体制の充実を図りつつ多様な保育ニーズに対応するとともに、子育て家庭を経済的・精神的に支援し、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めます。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
児童クラブ小5・小6受け入れ児童数	0人	25人
児童医療費助成登録者率	82.0%	90.0%
ブックスタートパック（絵本）配布率	99.0%	99.5%

《施策》

施策1 地域での子育て支援体制づくり

子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域全体で子育てを支える環境をつくりまします。子育て支援センターを中心とした親子同士の交流、子育て家庭と地域住民との交流、出産や育児に関する情報交換や相談の機会を設けるほか、子育て家庭を経済面・精神面から支援します。	① 子育て支援対策の推進 ② 子育て支援サービスの充実 ③ 子育て支援への住民参画の促進 ④ 子育て支援教室の充実 ⑤ ひとり親家庭への支援の充実
--	---

施策2 保育サービスの充実

多様な子育てニーズに対応するため、一時保育や延長保育など保育サービスの充実を図ります。また、公立保育所の老朽化に対応した施設改修、少子化に伴う児童数減少を見据えた施設の統合等を進めつつ、保育体制の充実を図ります。さらに、働く保護者等の子育て負担を軽減し、児童が放課後や長期休業期間などを安心して過ごすことができるよう、開所時間の延長や高学年の受け入れ等、児童クラブの充実を図ります。	① 保育ニーズへの対応 ② 保育所（園）環境の整備 ③ 保育体制の充実及び公立保育所の統廃合 ④ 児童クラブの充実
---	--

施策3 健全な親と子の育成

子育て世代包括支援センター「ブルムっこ」を拠点として、親子が経済的・精神的に安心して暮らせるよう、母子の保健・医療の環境を充実するとともに、虐待防止に向けた関係機関との連携強化及び子育て相談体制の充実を図ります。また、すべての保護者に、読み聞かせを通じた親子の触れ合い機会の大切さを周知していきます。

- ① 子ども医療費の助成
- ② 母子保健の充実
- ③ 要保護児童対策の推進
- ④ 子育て相談体制の充実
- ⑤ ブックスタートの推進

施策4 家庭教育の支援

家庭の教育力を高めるため、家庭・学校・地域の連携を推進し、保育所・幼稚園・小学校・中学校での家庭教育学級や、家庭教育指導員による相談体制の充実を図ります。

- ① 家庭での教育力の向上
- ② 家庭教育相談の充実



保健師相談



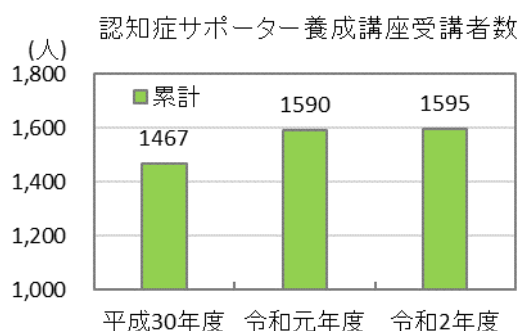
子育て教室

2 高齢者支援



《現状と課題》

- 2021（令和3）年1月の住民基本台帳によれば、わが国の高齢化率は28.2%で過去最高となっています。一方、本町の65歳以上は8,557人で総人口の36.6%を占めており、全国的に見て高い水準となっています。
- 今後ますます高齢化が進むことが予測される中、支援や介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025（令和7）年までに、医療・介護・住まい・予防・生活支援サービスが身近な地域で一体的に提供される体制「地域包括ケアシステム」の構築が課題となっています。
- 本町では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、健康づくり、介護予防、見守り体制づくり、外出支援などを実施しています。今後は、75歳以上の後期高齢者が増加する中、認知症高齢者のための支援体制の整備が重要な課題となっています。また、高齢者が自ら進んで参加し、いきいきと生活を送るための場となるよう、老人クラブ活動や福寿会などの魅力を高めていく必要があります。
- 支援や介護を必要とする高齢者に対しては、地域包括支援センターを核に、民生委員・児童委員、介護事業所等の関係機関と連携を図りながら、地域支援事業や介護サービスなどを提供しています。
- 今後は、生活支援コーディネーターを中心に、地域住民をはじめ、ボランティア団体・企業・社会福祉法人などが協力し合って、地域全体で高齢者を支えていく体制をつくることが重要です。また、高齢化の進行に伴う介護ニーズの増加に対応するとともに、高齢者が地域で生きがいを持って暮らせるための機会づくりが必要です。



医療と介護の連携推進研修会

■関連する分野計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 2021（令和3）年度～2023（令和5）年度（第8期）

地域福祉計画・地域福祉活動計画 2021（令和3）年度～2025（令和7）年度

《基本方針》

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるために、医療や介護など必要な支援を一体的に利用できる体制を構築します。また、高齢者が生きがいを持って地域で活動するための機会や場の提供体制を整備します。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	1,595 人	2,450 人
高齢者見守りネットワーク事業 協定締結事業者数（累計）	23 事業者	30 事業者
きらり若返り運動（貯筋運動）実施地区数（累計）	3 箇所	6 箇所

《施策》

施策1 介護保険事業の推進

支援や介護を必要とする高齢者に、適切なサービスを提供するため、地域包括支援センターにおける情報提供や相談体制を充実し、関係機関の連携のもと、介護サービスの適正化を図ります。また、施設サービスの需要増加への対応も検討します。	① 地域包括支援センターの機能強化 ② 家庭や地域、関係機関等のネットワークの充実 ③ 情報提供・相談体制の充実 ④ 適正な安定したサービスの提供 ⑤ 介護予防の総合的な推進 ⑥ 医療との連携
---	---

施策2 高齢期の生活支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護予防、健康不安の解消、緊急通報システムの活用や地域ぐるみの見守り体制の強化、通院や買い物などの外出支援を推進します。また、認知症高齢者の増加に伴う支援体制の整備を進めます。	① 高齢者の生きがいと健康づくりの推進 ② 高齢者の見守りの強化 ③ 高齢者の外出の支援 ④ 認知症高齢者への支援の充実
---	---

施策3 社会参加と就労の支援

高齢者が地域の中で生きがいを見出せるよう、老人クラブ活動や各種文化・スポーツ活動を支援します。また、シルバー人材センターで高齢者の技能や経験を活用するなど、高齢者の就労機会を拡充し、経済的な自立を促します。	① 社会参加の促進と支援 ② 就労支援の強化
---	---------------------------

3 障害者支援



《現状と課題》

- わが国では、2013（平成 25）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が、2016（平成 28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、差別の解消に向けた取組が推進されています。また、2021（令和 3）年の東京オリンピック・パラリンピック競技会を契機として、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）^{※3}への機運が改めて高まっています。
- 障害があっても住み慣れた場所で必要な支援を受けられるよう、サービス提供体制を充実するとともに、地域で生きがいを持って暮らせるよう、地域活動への参加機会や就労の機会を確保していくことが重要です。
- 本町では、知的障害者及び精神障害者が増加傾向にあります。また、介護者や介助者が高齢化し、在宅での介護が困難になってきているケースも増えています。こうした中、障害福祉サービス利用計画作成のための相談支援やサービス提供の体制を充実することで、地域生活における選択肢が広がっています。また、災害時における避難行動支援や福祉避難所の拡充を図っています。
- 小中学生向けの福祉体験学習や福祉のまちづくり作品、障害者スポーツ・レクリエーション大会等を通じて、障害に対する理解の促進を図っており、障害者への差別を無くしていくことが必要です。
- 障害者の雇用については、企業の情報提供やマッチングをするほか、2018（平成 30）年から精神障害者の雇用が義務化され、障害者の法定雇用率が引き上げられたことから、関係機関との情報共有・連携がさらに必要となります。また、乳幼児健診や小児医療機関等を通じて、関係機関との連携により早期療育を支援するとともに、インクルーシブ教育^{※4}の構築に向け、特別支援教育の充実を図っていくことが必要です。

障害者手帳所持者数等に関する調（令和 3 年 3 月末現在）

身体障害者手帳 8 0 0 人	精神障害者保健福祉手帳 1 6 5 人
療育手帳 2 1 6 人	自立支援医療費（精神通院医療）受給者 3 5 2 人

■関連する分野計画

障害者基本計画（第 3 次）（改訂版）	2018（平成 30）年度～2023（令和 5）年度
障害福祉計画（第 6 期）・ 障害児福祉計画（第 2 期）	2021（令和 3）年度～2023（令和 5）年度

³ 全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

⁴ 障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学ぶ教育のこと。

《基本方針》

障害のある人が、住み慣れた地域で必要な支援を受けることができるよう、サービスの提供体制を充実するとともに、地域の理解を深め、地域での活動機会や就労の機会を充実します。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
サービス等利用計画相談支援利用者数	169人	205人
地域定着支援利用者数	12人	18人
障害者就業・生活支援センター登録者数	76人	98人

《施策》

施策1 障害者の地域生活の支援

障害者基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害者福祉計画」という。）に基づき、障害者や介護者等のニーズに応じたサービスの充実を図ります。また、広域での連携による地域支援体制の強化や障害者差別の解消を図るとともに、障害児の療育支援体制の推進を図ります。	① 障害者福祉計画の推進と適切な見直し ② 障害者支援の充実 ③ 障害者支援体制の広域連携の推進 ④ 地域療育ネットワークの推進
---	---

施策2 暮らしやすい環境の整備

障害の有無に関わらず、日常のコミュニケーションを円滑にし、スムーズに移動できるよう支援します。また、災害時等における連絡体制、福祉避難所の拡充を図ります。	① 障害者への生活支援の充実 ② 地域支援体制や情報提供の充実
---	------------------------------------

施策3 障害に対する理解の促進

地域活動や学校教育を通じて、障害者に対する理解を促し、交流を図ります。また、関係機関との連携により企業の理解を促し、情報提供・マッチングを進め、障害者の雇用を促進します。	① 福祉教育の充実 ② 障害者の社会参加の推進 ③ 障害者雇用の促進
---	--

施策4 各種専門機関との連携

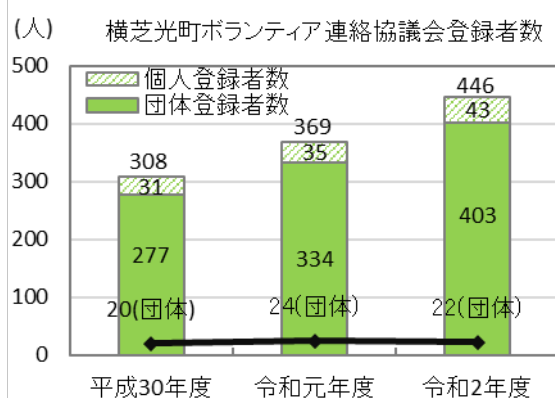
個性に応じて、教育を受け、就労の機会を得られるよう、関係機関との連携支援体制の推進を図ります。	① 特別支援教育の推進 ② 障害者就労の支援
---	---------------------------

4 地域福祉



《現状と課題》

- わが国では、人口減少や核家族化、独居世帯の増加、ライフスタイルの変化などにより、人と人とのつながりが希薄になり、見守りや支え合いの機能が低下していると言われています。孤立したまま、高齢者が高齢者を介護したり、子どもが家族の世話等に当たっている例も増加しているとみられます。
- 人々が、地域で安心して自分らしく暮らし続けられるようにするためには、家庭・地域・行政の連携のもと、多様な生活課題に対応することが重要です。本町では、「横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を2020（令和2）年度に策定し、取組を計画的に展開しています。
- また、本町では、社会福祉協議会と連携し、地域福祉に関する住民の意識啓発、災害時の避難行動支援の仕組みづくりなどを進めています。ボランティア組織の構築をはじめとした地域福祉活動の基盤整備、保健・医療・福祉間の情報共有や連携強化が課題となっています。
- このほか、高齢化が一層進行していく中で公共及び民間の施設や情報のバリアフリー化を進める必要があり、JR総武本線横芝駅のバリアフリー化（エレベーター設置）を促進しています。
- 今後は、子育てや高齢者の見守りなど、地域における多様なニーズに対応するため、共助の拡充が求められます。住民やボランティア団体、NPOが主体となり、地域の生活課題の解決に向けて活動するために、地域福祉活動の基盤整備やネットワークづくりを進めることが重要です。



ふれあいサロン

■関連する分野計画

地域福祉計画・地域福祉活動計画

2021（令和3）年度～2025（令和7）年度

《基本方針》

誰もが必要な支援を受けながら、地域で安心・安全に暮らせるよう、住民・団体・企業などが協力して、地域全体で支え合う体制をつくるとともに、利用しやすい施設の整備を進めます。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
ボランティア登録者数	446人	460人

《施策》

施策1 地域共助の意識の醸成

社会福祉協議会と連携し、学校教育や社会教育、交流活動を通じて、地域福祉について理解を深めるとともに、地域における共助の意識を醸成します。	① 地域福祉への意識醸成 ② 地域福祉教育の推進
--	-----------------------------

施策2 地域福祉体制の充実

安心できる地域福祉体制を構築するため、地域包括支援センター、社会福祉協議会や民生委員児童委員、保健師、医師などと連携し、ニーズの把握と適切な対応を図ります。また、ボランティアの軸となる組織を構築し、ボランティア団体間のネットワーク化を推進します。	① 安心できる地域福祉体制づくり ② ボランティア活動の強化と促進 ③ 保健や医療との連携強化
---	---

施策3 ユニバーサルデザインのまちづくり

誰もが安全に日常生活を営めるよう、民間施設のバリアフリー化を継続して働きかけていきます。また情報のバリアフリー化も進めるほか、すべての人が使いやすいユニバーサルデザインを推進します。	① 民間施設のバリアフリー化 ② 情報のバリアフリー化 ③ ユニバーサルデザインの推進
---	---

5 保健・医療



《現状と課題》

- 自分らしく暮らすためには、生涯にわたる心身の健康づくりが重要となります。生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等の発病を予防するとともに、認知症や寝たきりにならずに生活できる「健康寿命」の延伸を図ることが必要です。2020（令和2）年から世界的流行をみせた新型コロナウイルス感染症は、大きな社会変革をもたらすとともに、身近な保健・医療体制の重要性と、個人・家庭における健康づくりの重要性を際立たせました。
- 本町では、各種健（検）診や予防接種などの健康関連情報を住民に周知するとともに、学校教育や社会教育を通じた食育を推進し、健康づくりの意識醸成を図っています。健康づくりセンター「プラム」を拠点とした健（検）診等を実施していますが、今後は、がん検診や特定健診等の受診体制を充実し、受診率のさらなる向上を図る必要があります。また、歯の寿命を伸ばすため、幼児期からの歯の健康づくりも欠かせません。
- 加えて、これからは新型コロナウイルス感染症の感染拡大の経験を踏まえ、医療体制の充実を図りつつ、各種感染症等への予防啓発や、予防接種の促進に取り組んでいく必要があります。
- 町立東陽病院は、機能強化を図るため地域包括ケア病床と療養病床の病棟改修を行い、2020（令和2）年から一般病棟55床と療養病棟40床を合わせた95床となりました。内科、外科、整形外科をはじめとした診察、夜間休日の救急受け入れに加え、新型コロナウイルス感染症に対する発熱外来や、ワクチン接種等、地域医療の役割を担っており、新たな感染症への医療体制の整備や、医師や看護師等医療従事者の人材確保と育成及び職場環境の改善が大きな課題となっています。また、退院後の生活を見据えた入退院支援のため、2020（令和2）年度から医療連携室を病院組織に位置づけたことで、地域連携の強化を図っていきます。
- 今後、団塊の世代が75歳以上となり、人口に占める後期高齢者の割合が高くなることから、地域に根ざした病院として果たす役割は一層重要となります。介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、在宅医療及び訪問看護ステーション（2019（令和元）年開設）を推進し、近隣病院や診療所、高齢者施設、町役場等とさらなる地域連携を図り、住民のニーズに応える病院としていく必要があります。

■関連する分野計画

千葉県保健医療計画（第7次）	2018（平成30）年度～2023（令和5）年度
保健事業実施計画	2018（平成30）年度～2023（令和5）年度
特定健康診査等実施計画（第3期）	2018（平成30）年度～2023（令和5）年度
健康増進計画及び自殺対策計画	2018（平成30）年度～2027（令和9）年度
東陽病院新改革プラン	2021（令和3）年度～策定予定

《基本方針》

生涯にわたり心身ともに健康であるため、一人ひとりの健康づくりの意識を醸成し、日常的な健康づくりを支援するとともに、地域における保健・医療体制を充実します。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
1歳6か月児のむし歯率	0.9%	0.0%
3歳児のむし歯率	19.6%	16.0%
がん検診受診率	8.7%	23.0%
東陽病院診療科数	10科	10科
病床利用率の向上	58.0%	77.0%

《施策》

施策1 健康づくり意識・理解の向上

学校教育や社会教育を通じて、健康づくりに対する意識や理解の向上を促し、健康教育や健康相談を実施するとともに、食育の推進など地域における健康づくり活動を支援します。	① 健康関連情報の提供と相談体制の充実 ② 健康づくり活動の充実
---	-------------------------------------

施策2 健康づくりの推進

生活習慣病等の疾病や感染症等の予防、日頃の健康づくり促進のため、健康づくりセンター「プラム」の機能を向上し、住民の自主的な健康づくり活動を支援します。また、健康診査や各種検診、予防接種を周知し、受診を促進します。	① 健康づくり対策の推進 ② 健康診査・各種検診の充実 ③ 感染症対策の強化
--	--

施策3 医療体制の整備

住民が安心できる医療体制を整備するため、医療人材の確保に努めるとともに、地域の医療機関や町の保健・福祉部門と連携しながら、病院機能の充実を図ります。	① 医師・看護師の確保 ② 病院機能の充実 ③ 在宅医療・訪問看護ステーションの推進 ④ 地域連携・医療連携の強化
--	--

6 社会保険



《現状と課題》

- わが国では、高齢化に伴い医療や介護などの社会保険にかかる支出が増加傾向にあります。一方、労働力の中心となる15～64歳人口（生産年齢人口）の減少により社会保険を賄うための負担が大きくなっており、公的な保険制度の運営が困難さを増しています。
- こうした中、国民健康保険制度については、2018（平成30）年度から都道府県が財政運営の責任主体となったことで制度の安定化を図り、安定的な財政運営や事業の効率化が進みつつあります。
- 本町では、医療費抑制のため国民健康保険被保険者の健康増進を図っていますが、今後も県との連携のもと、制度の周知や国民健康保険税収納率の向上を図るなど、財源の確保及び安定的な運営に向けた取組を進めます。
- 介護保険制度については、今後、高齢化の進行に伴い、サービス利用者の増加が想定されることから、健全で安定した財政運営とサービスの確保が課題となります。地域包括支援センターとの連携をさらに強化し、介護予防、高齢者の権利擁護、総合相談支援などを推進することが重要です。
- 後期高齢者医療制度については、千葉県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、引き続き、被保険者に対して分かりやすい制度の説明と普及啓発に努めていく必要があります。



健康増進運動

■関連する分野計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	2021（令和3）年度～2023（令和5）年度（第8期）
保健事業実施計画	2018（平成30）年度～2023（令和5）年度（第2期データヘルス計画）
特定健康診査等実施計画（第3期）	2018（平成30）年度～2023（令和5）年度

《基本方針》

病気やけがをした場合に誰もが安心して医療にかかることができるとともに、介護が必要な人を社会全体で支えるため、医療・介護等の社会保険制度への理解を促し、健康増進や介護予防を推進して、制度の健全な運営を図ります。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
特定健康診査の受診率	28.6%	43.0%
特定保健指導の実施率	14.5%	60.0%
特定健康診査受診者における糖尿病予備軍の割合	44.9%	43.0%
国民健康保険税の収納率	94.5%	94.8%

《施策》

施策1 国民健康保険事業の推進

国民健康保険制度の維持と安定した運営の確保のため、県との連携のもと、制度の周知と保険税の収納率向上を図ります。また、住民の健康づくりと疾病予防を促進し、医療費の適正化を図ります。	① 国民健康保険制度の安定的な運営 ② 健康づくり事業の推進と医療費の抑制
---	--

施策2 介護保険制度の健全運営

介護保険制度について、誰にもわかりやすいよう普及啓発に努めます。また、介護予防の充実や給付の適正化により、介護保険制度の健全な運営に努めます。さらに、地域包括支援センターと連携し、適正な介護サービスが提供されるよう図ります。	① 介護保険制度の周知 ② 介護保険制度の健全な運営 ③ 地域包括支援センターとの連携
--	---

施策3 後期高齢者医療制度の推進

後期高齢者を対象とした医療制度を健全に運営するため、千葉県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、制度の周知や医療費の抑制を図ります。また、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に推進し、介護予防の総合的な推進を図ります。	① 後期高齢者医療制度の周知と充実 ② 後期高齢者医療制度の健全な運営 ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
--	--

第2章 豊かな心と郷土愛を育むまち

1 学校教育



《現状と課題》

- 予測困難で変化が急速な現代社会においては、従来型の知識を暗記するだけの学習方法では十分ではありません。自ら課題を発見し解決策を見出すとともに、新たな価値を創造する力や、他者と協働しながらも自己を表現する力が求められています。
- 上記の考え方のもと、新しい学習指導要領においては、アクティブ・ラーニング^{※5}、協働型・双方向型学習、外国語教育、道徳教育、主権者教育、理数教育、プログラミング教育、キャリア教育など、幅広い教育内容の充実が求められています。
- また、運動に親しむ資質や能力、体力の向上を図るため、部活動指導員の活用等、部活動の充実が求められています。
- 国の GIGA スクール構想に沿って、ICT 環境の整備に進展が見られました。今後は、新型コロナウイルス感染症など社会の変化に応じて、授業方法や教職員の働き方のあり方を見直すとともに、ICT 機器の活用を進め、誰もがどこでも学びやすい環境を整備する必要があります。
- 本町では、学力向上推進モデル校を指定し、教職員の学習指導力向上とともに学力の定着が図られてきましたが、さらなる学習指導力の向上と新たな学習内容への対応のため、教職員研修の充実が求められています。また、教職員の業務量の増加に対し、業務の効率化や勤務時間の適正化が課題となっています。
- 施設面に関しては、計画的に改修・修繕を実施し予防保全を行うことにより、安全な学習環境を維持する必要があります。令和2年度に学校の統合による教育施設の適正配置とともに、スクールバスの運行による利便性・安全性の確保を図りましたが、児童・生徒数の減少を考慮したさらなる施設の適正配置の検討が必要です。
- 防犯対策や防災教育においては、学校・家庭・地域・関連機関が連携をさらに進め、社会全体で人材を育成する教育環境を充実させていくことが課題となっています。

⁵ 教職員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称

《基本方針》

確かな学力を基礎として主体的に課題を発見・解決し、新たな価値を創造する力の醸成を図ります。また、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた安全な学習環境を整備し、家庭・地域・学校の連携によって、社会全体で児童・生徒の成長を支援します。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
学校施設非構造部材耐震化 （全学校の棟別における改修済棟数の割合）	47.3%	100.0%
実用英語技能検定取得率	80.3%	90.0%

《施策》

施策1 教育内容の充実

変化の激しい社会において、自ら考え課題解決ができる力を養うため、基礎的な学力に加え、アクティブ・ラーニングや外国語活動、道徳、ICT教育などの教育内容の充実を図ります。	① 学習状況を踏まえた学力の向上 ② 児童・生徒の人間関係力の強化 ③ 多様な教育事業の推進 ④ ICTを活用した教育の推進 ⑤ キャリア教育の推進 ⑥ 日常生活における規範意識の醸成
--	---

施策2 学校運営の充実

多様な児童・生徒のニーズに対応できるよう、教職員の学習指導力向上のための研修の充実を図ります。また、教職員の勤務時間の適正化を進めるとともに、信頼される学校運営体制の構築に努めます。	① 信頼される学校運営体制の構築 ② 教職員研修の充実と学習指導力の向上 ③ 教育活動の推進
---	--

施策3 教育環境の整備

家庭・地域と連携しながら防犯対策・防災教育を実施し、安心して開かれた学校づくりを推進します。また、学校の適正配置の検討とともに、設備の適切な維持管理や、ICT機器を含む教育施設の充実を図ります。	① 安心できる教育環境の維持 ② 安全で快適な教育施設の整備
---	-----------------------------------

2 青少年育成



《現状と課題》

- 青少年が基本的な生活習慣を基礎に社会的に自立し、自己肯定感とともに規範意識や思いやりの心を育むには、家庭だけでなく地域の力が必要です。社会全体で青少年育成を進めていくため、より緊密な家庭・学校・地域社会の連携が求められています。
- 少子化や新型コロナウイルス感染症の影響など、社会の変化に応じた青少年活動方法の見直しも重要となっています。
- 本町では、広報活動による普及促進や補助金の交付などにより、スポーツ少年団の活動支援を行っています。今後は、県主催の研修会への参加だけでなく、町独自の取組により指導者の育成を図る必要があります。
- また、地域全体で青少年育成を推進するため、全町的なネットワーク網を強化し、関係団体との意見交換や連携の機会を充実させる必要があります。
- 親子関係のあり方、教育の不安などに関し家庭に対して支援を行う上では、個々の状況を踏まえた対応が必要です。そのため、家庭教育学級の実施や、家庭教育指導員による相談窓口の設置などのきめ細やかな支援により、家庭での教育力向上を図っています。今後は子育てを支援する学習プログラムや講座の開発が必要とされています。

青少年関係団体主催事業（平成 31 年度）

青少年相談員連絡協議会	青少年を見守り隊（夏・冬）
	サマーキャンプ in もてぎ
	スキー＆スノーボード教室
	小・中学校卒業記念品の贈呈
子ども会育成連絡協議会	県民の日を楽しもう♪
	親子体験教室
	夏季ジュニアリーダー研修会
	体験教室
	スキー＆スノーボード教室

《基本方針》

リーダーシップと協調性を備えた次世代を担う青少年を育成するため、家庭・学校・地域が相互に連携して家庭の教育力向上を図るとともに、青少年が地域で活躍できる機会を増やすため、多様な青少年活動の実施を促進します。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025 年度）
ジュニアリーダー研修開催回数	2 回	3 回
青少年育成関係団体主催事業数	9 事業	10 事業

《施策》

施策1 青少年の健全育成

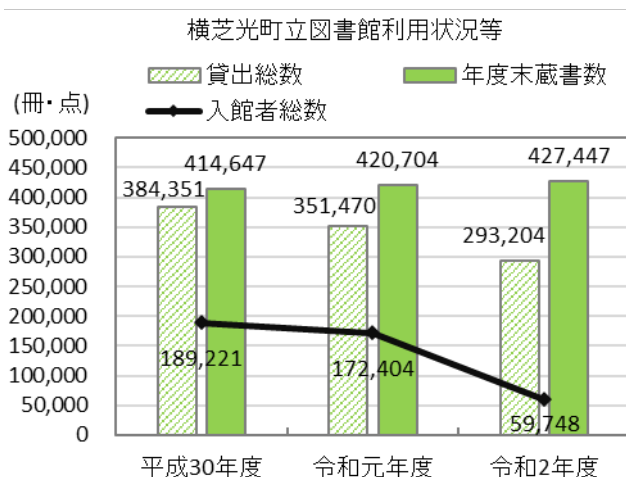
青少年健全育成支援組織との連携を図り、次世代を担う青少年の健全な育成を推進します。また、ジュニアリーダー研修を促進し、青少年リーダーの育成に努めます。	① 青少年健全育成支援組織の充実 ② スポーツ少年団の普及と指導者の育成 ③ 青少年リーダーの育成
---	---

3 生涯学習



《現状と課題》

- 人生 100 年時代において、学び直しの重要性が高まっており、生涯学習のニーズにおける学習内容の多様化が進んでいます。年齢やライフステージにとらわれず、誰もが趣味や自己実現、キャリアアップのために自由に学習機会を選択し、学習の成果を社会に活かすことができる仕組みづくりが求められています。
- 本町では、図書館や生涯学習施設を拠点とした、自主的な関係団体による多種多様な学習活動が増えており、コミュニティの活性化や地域課題の解決に資することが期待されています。住民のニーズや時代の変化に応じた生涯学習講座を提供するため、関係団体との連携を強化するとともに、生涯学習施設の適切な管理により、環境を整備することが必要となっています。
- 地域の知識と情報の拠点となる図書館においては、各小中学校や保育所からの資料要望に応えるため、学校図書館との連携が強化された結果、貸出冊数が増加しています。
- また、図書館資料の充実、施設の適切な維持管理、ホームページやブログでのイベント情報の発信などにより、幅広い年代の利用者に活用されています。
- 図書館利用者（入館者）数の増加を目指し、住民交流拠点の魅力向上のために、ホームページのさらなる利便性向上などの取組が必要となっています。



図書館

■関連する分野計画

子ども読書活動推進計画（第4次）

2022（令和4）年度～2026（令和8）年度

《基本方針》

多様なニーズに合った生涯学習の機会や場を提供するとともに、住民の生涯学習の成果が自己実現とともに社会にも活かされるよう、地域の交流や課題解決につながる自主的な活動を支援します。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
生涯学習施設利用者数	16,527人	71,000人
講座開催数	4講座	15講座
図書館利用者（入館者）数	59,748人	80,000人
図書貸出冊数	293,204冊	350,000冊

《施策》

施策1 生涯学習環境の充実

学習プログラムの充実や指導する人材の確保・育成を進めます。また、各種クラブやサークル等の団体との連携や住民ニーズに応じた講座の開催により、多様な生涯学習の機会の拡充を図ります。	① 学習プログラムの充実 ② 生涯学習施設の管理 ③ 施設の維持改修
--	--

施策2 図書館機能の充実

学校や保育所との連携を強化し、子育て中の保護者と乳幼児に対する支援の充実や読書活動への支援の強化を図ります。また、情報発信機能の充実や、利便性向上、施設の維持改修を通じ、住民交流拠点の一つとして活用します。	① 図書館と学校図書館の連携 ② 地域の情報発信と交流拠点機能の充実 ③ 図書館資料の充実 ④ 施設の維持改修
---	--

4 文化振興



《現状と課題》

- 文化は豊かな創造力と感性を育み、他者との共感を通じた相互理解を促すなど、社会の基盤ともいえる役割を持っています。わが国は地域の特徴ある文化活動を推進するため、多様な担い手の育成を図っているほか、地域住民の愛郷心を育み、地域活性化の資源ともなる各地の歴史に根差した伝統の保存活用を推進しています。
- 本町は、国指定史跡の芝山古墳群や国重要無形民俗文化財の鬼来迎のほか、県指定の6文化財、町指定の28文化財を有しています。また、実測により初めて正確な日本地図を作成した伊能忠敬や、日本のソーセージの父と称される大木市蔵など、多くの偉人を輩出してきました。
- 本町はこれまで、文化財の適正管理・保存に努めるとともに、伝統芸能の伝承活動を担う団体への支援や、町文化祭の開催などを通じて、地域文化の振興を図ってきました。
- 今後も引き続き、地域住民の文化鑑賞機会の充実が求められるほか、伝統芸能の保存に向けた、担い手不足である継承者の育成支援も必要です。また、伝統芸能や歴史などを地域資源ととらえ、生涯学習の素材として活かし、郷土文化に対する住民の理解を深めていくとともに、交流人口の増加など、地域活性化を見据えた取組も求められます。
- 若い世代の文化活動への参加を促すため、SNS の活用など発信方法を工夫するとともに、新型コロナウイルス感染症など時代の変化に応じた文化活動のあり方を検討する必要があります。

指定文化財一覧

区分	指定物件の名称
国指定 (2 件)	芝山古墳群（殿塚・姫塚） 鬼来迎
県指定 (6 件)	海保漁村先生誕生之處 古屋薬王院 木造薬師如来立像 小川台隆台寺 銅造阿弥陀如来 及び両脇侍立像 辻観音院 木 造阿弥陀如来坐像 篠本新善光 寺 銅造阿弥陀如来及び両脇侍 立像 広済寺の鬼来迎
町指定 (29 件)	成田山御本尊不動明王御上陸之 地 中台梯子獅子 屋形四社神社里神楽 ほか



鬼来迎

《基本方針》

住民の愛郷心を育む郷土文化を地域資源の核と捉え、伝統に立脚した文化振興に取り組みます。このため、有形無形の文化財の保全に努めるほか、住民が文化に親しむ機会を積極的に設け、郷土の資源に対する関心を醸成します。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
町民ギャラリー来場者数	2,288人	4,800人
文化祭参加団体数	98団体	110団体
文化祭来場者数	3,396人	3,500人

《施策》

施策1 文化資産の保全・活用

文化財の保全・活用に努め、伝統芸能の伝承活動の活性化を促進します。また、文化財の調査研究を進めるとともに、地域文化の積極的な発信に取り組みます。	① 文化財の適正管理と保存 ② 伝統芸能の伝承活動の活性化 ③ 歴史・文化資産の発掘、活用 ④ 文化財情報の発信
--	---

施策2 芸術・文化活動の振興

住民が文化に触れたり、日頃の学習成果を発表する場を積極的に設けます。また、町の文化活動の中心となるリーダーの育成に努め、活動全体の活性化を図ります。	① イベント情報の発信 ② 文化鑑賞機会の充実 ③ 地域住民の文化活動への参加促進 ④ 文化活動団体への支援 ⑤ 文化活動リーダーの育成
--	--

5 スポーツ振興



《現状と課題》

- スポーツは、体を動かすという人間の根源的欲求を満たし、達成感や連帯感など、精神的な充足をもたらします。わが国は、スポーツ参画人口の拡大に向けて、若年期から高齢期までのライフステージに応じたスポーツ活動を推進しており、国民の体力向上のみならず、共生社会の実現や経済・地域活性化も見据えた取組を進めています。
- スポーツ健康都市を宣言している本町では、住民がスポーツに親しむことを通じて、連帯感を深め、健康で生きがいある生活を送れるよう、各種スポーツ団体を支援したり、町立の全小中学校の施設を地域に開放するなど、地域スポーツの振興を図っています。毎年開催している町民体育祭も、世代間の交流に大きく貢献しています。
- スポーツ推進体制については、スポーツ協会と連携し、イベントの運営やスポーツ少年団の活動を支援しているほか、スポーツの普及に向けた多様な人材の育成にも取り組んでいます。少子高齢化に伴い、担い手不足や活動力の維持などが懸念されるところですが、地域の連帯感の醸成、健康づくりのためにも、さらに活性化していく必要があります。
- 今後は、町の魅力である水辺を活かしたウォータースポーツの普及など、交流人口の増加を見据えた取組も求められます。また、スポーツに対する住民の意識を高め、スポーツ参画人口を増加させるため、啓発や情報発信を強化する必要があります。
- スポーツの基盤となる体育施設については、人口の推移と利用者構成の変化、施設の老朽化対策を見据え、効率的な維持管理、適正配置を検討する必要があります。



パラカヌー体験会

■関連する分野計画

公共施設等総合管理計画

2017（平成29）年度～2026（令和8）年度

《基本方針》

町全体のスポーツ活動を活性化させ、住民の健康づくりや生きがいがいづくりにつなげます。このため、体育施設の維持管理・地域開放や大会運営支援等を通じ、住民がスポーツに親しめる機会を確保するほか、スポーツに関わる多様な人材の育成等に努めます。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
社会体育施設利用者数	69,605人	71,000人
体育祭参加者数	3,200人	3,400人

《施策》

施策1 スポーツ・レクリエーションの振興

住民が生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりに向け、体育施設を適切に維持管理し、学校施設を地域開放します。また、各種団体の大会運営を支援するほか、町の魅力である水辺を活かしたウォータースポーツの普及を促進し、スポーツ活動の活性化に努めます。	① 社会体育施設の維持管理 ② 社会体育施設の適正配置 ③ 各種団体の大会運営への支援 ④ 学校施設の地域開放 ⑤ ウォータースポーツの普及促進
---	--

施策2 スポーツを通じた健康づくり

住民一人ひとりが体力、年齢、技術等に応じてスポーツを楽しみ、健康を保持・増進できる体制づくりに向け、町民体育祭等、交流事業とともに情報発信を積極的に行います。	① スポーツを通じた健康づくりの啓発 ② スポーツを通じた交流事業の実施
---	---

施策3 スポーツ推進体制の充実

スポーツ推進体制の充実に向け、各種スポーツ関係団体等の活動を支援するほか、スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保に努めます。	① スポーツ協会活動の支援 ② スポーツ推進委員活動の推進 ③ スポーツ少年団活動の支援 ④ スポーツ活動協力員活動の推進
---	--

第3章 自然と共生する住みやすいまち

1 市街地整備



《現状と課題》

- 市街地は、人口や産業が集積し多彩な役割を担う、まちの活力の象徴ともいえる地域です。わが国では、人口減少・少子高齢化時代を迎え、中心的な市街地と人の生活拠点などを公共交通ネットワークで結んだ、コンパクト+ネットワークの地域づくりが進められています。
- 本町では、旧町単位であった都市計画区域を一元化するとともに、用途地域を見直し、計画的な土地利用の推進を図ってきました。また、JR 横芝駅前広場の機能改善と周辺地区の防災・防犯機能の向上により、都市拠点の形成を図ってきました。
- 本町においても、人口減少・少子高齢化の進行から拡大・分散した市街地を集約して、自動車を運転できない高齢者でも、徒歩や公共交通で気軽に買い物や病院への通院ができる集約型都市づくりの必要性が高まっています。
- 今後は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備などを契機として都市機能の充実を図り、市街地の一層の利便性と安全性の向上に努めていくとともに、成田空港の機能拡充など、本町を取り巻く状況の変化に対応した土地利用の検討も求められます。
- また、横芝光 IC 周辺については、関係機関と継続的に協議し、有効活用にあ努めていく必要があります。



将来都市構造図

■関連する分野計画

都市計画マスタープラン	2022（令和4）年度～概ね20年後
土地利用ビジョン	2018（平成30）年度～概ね20年後

《基本方針》

人・自然・文化が共生した、一体感のある人にやさしい都市づくりを進めます。このため、地域特性を活かしつつ、都市拠点を中心とした一体性のある集約型の都市づくりを行うとともに、利便性の向上を通じ快適で活力ある都市づくりに努めます。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
都市計画道路の整備率	65.5%	85.6%

《施策》

施策1 特性を活かした都市計画

都市計画区域の一元化に伴い、横芝光町としての一体的・計画的都市づくりを進めます。また、地域の実情を踏まえながら、用途地域の見直しを検討します。	① 一体性のある都市づくりの推進 ② 用途地域の見直し
---	--------------------------------

施策2 市街地の利便性の向上

JR 横芝駅周辺や横芝光 IC 周辺などの都市整備事業を促進し、駅周辺をはじめとした地域におけるにぎわいの創出、利便性の向上などを図ります。	① 都市計画道路の整備 ② 横芝光 IC 周辺の整備 ③ 市街地整備の面的な検討
--	--

2 道路・交通環境



《現状と課題》

- 道路は、人々の生活や産業の振興のために不可欠な都市基盤です。わが国では、高度経済成長期以降に整備された道路や橋梁などが一斉に老朽化しつつあることから、計画的な維持管理・更新が求められています。
- 本町では、社会資本整備計画に基づき幹線道路及び都市計画道路の整備を進め、町内交通の利便性向上を図ってきました。併せて、住民生活に欠かせない歩道については、達成目標を上回って整備を進めました。
- 住民生活を支える生活道路については、拡幅工事や排水整備、補修などを行ってきました。一方で、幹線道路・生活道路とも工事から20年以上経過している路線が多く、また、橋梁についても修繕が必要とされる箇所があるため、今後は、橋梁長寿命化計画に基づき計画的に工事を進め、道路利用者の安全を確保する必要があります。
- 鉄道はJR総武本線の横芝駅がありますが、駅のバリアフリー化や、トイレなど駅周辺設備の維持管理が課題となっています。バリアフリー化については、現在、バリアフリー化工事（エレベーター設置）が進められており、改善する見込みです。今後は、駅舎の利活用など、横芝駅のさらなる充実を図る必要があります。
- 町内バスについては、他の公共交通機関との接続を考慮し、効率性・利便性の向上に努めました。また、デマンド交通については、2014（平成26）年12月より運行しています。今後も高齢化の進行などを背景として、地域のニーズに即した交通体系づくりが求められています。
- 2020（令和2）年度の住民アンケート調査結果からは、道路・交通環境の改善に対する住民の期待が伺えます。このため、「地域公共交通計画」に基づき、計画的に公共交通の利便性向上などに取り組んでいくとともに、各種媒体を活用した情報発信に努め、利用増進を図ります。



乗り合いタクシー



町内バス

■関連する分野計画

都市計画マスタープラン	2022（令和4）年度～概ね20年後
社会資本整備計画	2020（令和2）年度～2024（令和6）年度
橋梁長寿命化修繕計画	2018（平成30）年度～
地域公共交通計画	2022（令和4）年度～2026（令和8）年度

《基本方針》

地域の活性化と利便性向上を図っていくため、計画的に道路・交通環境を整備します。このため、広域幹線道路網の整備を促進するとともに、便利で安全な町道の整備を進めます。併せて、ニーズを踏まえながら公共交通機関の維持・充実に努めます。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
幹線町道の改良率	98.6%	99.0%
町内バス利用者数及び乗り合いタクシー利用者数	27,378人	57,050人

《施策》

施策1 幹線道路の整備

県など関係機関との連携を図りながら、本町の骨格をなす幹線道路の整備並びに長寿命化を進めます。	① 幹線町道の整備 ② 道路施設の長寿命化 ③ 国道・県道の整備促進
--	--

施策2 生活道路の充実

住民生活の利便性と安全性を高めるため、集落内の道路など生活道路の補修・修繕を計画的に進めるとともに、地域の協力を得ながら美しく快適な道路環境を創ります。	① 生活道路の整備 ② 交通安全施設の整備 ③ 協働による道路環境美化
--	---

施策3 公共交通機能の充実促進

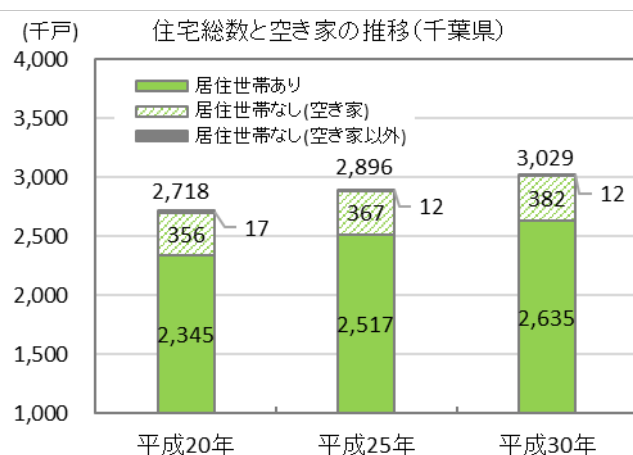
「地域公共交通計画」に基づき、関係機関との連携のもと、ニーズを的確に捉えながら公共交通機能の充実を図ります。また、JR に対し横芝駅の充実を促します。さらに、高速バスの誘致等、新たな公共交通について検討していきます。	① 鉄道（横芝駅）の充実の要望 ② 町内バス及び乗り合いタクシーの効率性・利便性の向上 ③ 新たな公共交通の検討
--	--

3 住まい



《現状と課題》

- 東日本大震災を契機に、改めて、災害に強い住まいのあり方が求められています。また、少子高齢化が進む中、魅力的な住まいの建設を促していくとともに、空き家への対策なども求められています。
- 本町では、事業主との事前協議と千葉県主体のパトロールにより、民間宅地開発が適正に行われるよう指導しています。併せて、地震や火災に強い住まいづくりに向け、耐震診断への支援や火災報知器の設置促進に努めてきたところです。近年の災害の頻発を背景に、住民の関心も高まっています。
- 地震等の対策については、今後も耐震改修を含めた制度の活用を促し、災害に強い住まいづくりを促進していく必要があります。また、火災予防の観点からは、火災報知機の設置拡充に向けた周知、啓発活動等を推進していくとともに、防火診断の実施等を促す必要があります。
- 公営住宅については、長寿命化計画に基づき、町営住宅の大規模改修を計画的に実施しています。今後も、施設の適正な維持管理が課題となります。
- また、安全・安心な暮らしの環境を維持するため、本町においても空き家の実態を継続的に把握するとともに、所有者の意向調査などを行いながら、適正な管理方法の検討や、空き家バンクの活用などを進めていく必要があります。



■関連する分野計画

耐震改修促進計画	2016（平成 28）年度～2025（令和 7）年度
町営住宅長寿命化計画	2012（平成 24）年度～
空家等対策計画	2020（令和 2）年度～2024（令和 6）年度

《基本方針》

快適な居住環境を整えるため、民間宅地開発が適正に行われるよう指導していくとともに、地震や火災に強い住みづくりを進めます。また、安全・安心な居住環境を確保するため、町営住宅の維持管理に努めるとともに、空き家対策を進めます。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
木造住宅耐震診断及び耐震改修補助金交付件数	1件	5件
住宅リフォーム補助金交付件数	29件	30件
空き家バンク契約件数	1件	10件

《施策》

施策1 適正な宅地開発・住宅建築の促進

無秩序な宅地開発を防止し快適な居住環境を維持・創出するため、民間宅地開発が適正に行われるよう指導します。また、地震や火災に備えた安心・安全な住みづくりを支援します。	① 宅地開発の適正指導 ② 耐震診断・改修の実施促進 ③ 防火診断の実施促進
--	--

施策2 公営住宅の改善

施設の老朽化に対応しながら、町営住宅を適正に維持管理します。	① 町営住宅の長寿命化の推進
--------------------------------	----------------

施策3 空き家対策

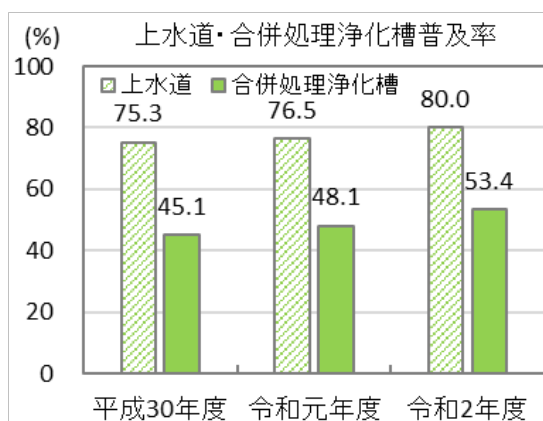
安全・安心な居住環境を整えるため、空き家の実態を把握するとともに、所有者の意向などを把握しながら、空き家対策について検討し、推進していきます。	① 空き家対策の検討・推進
---	---------------

4 上水道・下水処理



《現状と課題》

- 安全でおいしい水は、人々の暮らしに不可欠です。また、清潔で快適な生活環境を確保するためにも、適切な下水の処理が必要です。
- 本町の上水道は、栗山川より東側は八匠水道企業団が、西側は山武郡市広域水道企業団が、それぞれ給水しています。施設の適正な維持管理や計画的な配水管の更新などに努めるとともに、水道事業体の広域統合に向けた検討が行われています。
- 今後も、老朽化した配水管の更新や、水道事業体の広域統合に向けた検討を進め、暮らしを潤す上水道の充実に努めていく必要があります。
- 本町の下水処理については、2015（平成 27）年度に策定した「横芝光町污水適正処理構想」により合併処理浄化槽の設置を促進しています。また、木戸台・町原・小堤・牛熊・谷台・中台の各地区では、既設の農業集落排水施設により集合処理をしています。
- 今後も引き続き、単独浄化槽からの転換を含め合併処理浄化槽の設置を促すとともに、農業集落排水事業区域における接続促進、施設の適正な維持管理などに努め、快適に暮らせる環境を確保していく必要があります。



浄化槽設置

■関連する分野計画

污水適正処理構想	2016（平成 28）年度～2024（令和 6）年度
生活排水処理基本計画	2020（令和 2）年度～2028（令和 10）年度

《基本方針》

安全でおいしい水を安定的に供給するため、老朽化した配水管の更新や水道事業体の広域統合に向けた検討を進めます。また、清潔で快適な生活環境確保のため、合併処理浄化槽の設置や農業集落排水への接続などを促進します。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
上水道普及率	80.0%	83.0%
合併処理浄化槽普及率	53.4%	56.4%

《施策》

施策1 上水道の整備

安全な水の安定供給のため、配水管の計画的更新などを促進するとともに、住民の意識向上を促しつつ、水道事業体の広域統合を含め水道事業の経営効率化を図ります。	① 老朽配水管の計画的な更新促進 ② 節水意識の普及啓発 ③ 水道事業の経営効率化
--	---

施策2 下水処理対策の推進

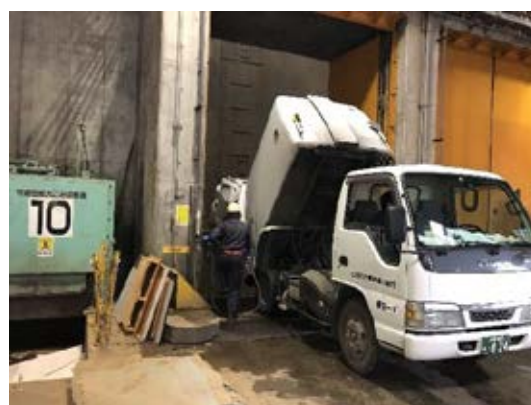
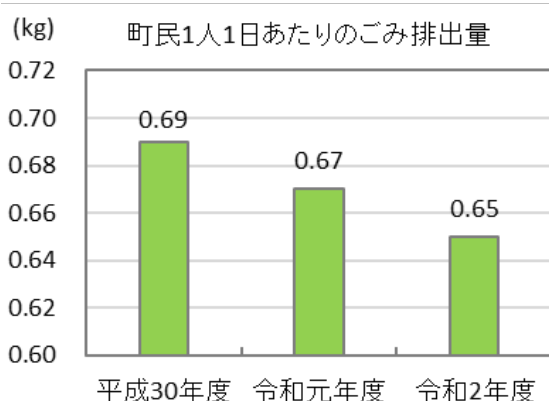
快適な生活環境確保のため、合併処理浄化槽の新規設置や単独浄化槽及び汲み取り便槽からの転換を重点的に促進します。また、農業集落排水への接続や、施設の維持管理などを促します。	① 合併処理浄化槽の設置促進 ② 農業用集落排水施設の維持管理
---	------------------------------------

5 環境衛生



《現状と課題》

- 住みやすい地域づくりを推進するためにも、生活環境の維持・改善が重要です。また、COP26などで気候変動への国際的な対応が改めて必要と強調される中、持続可能な循環型社会づくりの必要性が高まっています。
- 本町では、ごみ処理について、2021（令和3）年度から山武都市環境衛生組合で処理しています。今後も、持続可能な循環型社会への移行に向け、さらなるごみの減量化や資源の再利用などの取組を進めていく必要があります。
- し尿処理については、横芝地域は山武都市広域行政組合、光地域は東総衛生組合が実施しています。し尿処理の広域化への対応とともに、水質を保全するため、既設浄化槽の適切な管理などを推進していく必要があります。
- 火葬場については、横芝地域は山武都市広域行政組合、光地域は匝瑳市ほか二町環境衛生組合が施設を運営しています。両施設は大規模改修などが完了しているため、今後は、施設を計画的に維持管理していく必要があります。
- 公害の防止などについては、住民・事業者などに対する意識啓発を進めながら、関係機関との連携のもとに取組を進めています。特に、航空機騒音対策については成田国際空港周辺対策交付金を財源として対策を実施していますが、成田空港の更なる機能強化を踏まえ、航空機騒音対策の更なる充実を図っていく必要があります。



山武都市環境衛生組合

《基本方針》

衛生的で快適な生活環境を実現するため、ごみ処理・し尿処理などに関する意識啓発や体制の充実に努めます。また、成田国際空港と共生する地域づくりに向け、航空機騒音対策のさらなる充実に努めます。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
町民1人1日あたりごみ排出量	0.857kg	0.813kg

《施策》

施策1 ごみの適正な処理

住民の意識高揚を促しながら、ごみの減量化に引き続き取り組みます。また、不法投棄防止に係る啓発を強化し、意識の向上を図ります。	① 一部事務組合の運営の充実 ② 循環型社会の構築 ③ 不法投棄防止対策の推進
--	---

施策2 し尿の適正な処理

し尿処理の広域化を見据えた体制整備に努めるとともに、既設浄化槽の適正な管理を促します。	① 一部事務組合の運営の充実 ② 合併処理浄化槽などの維持管理の推進
---	---------------------------------------

施策3 生活環境の保全

住民・事業者、県など関係機関との連携のもとに、公害の防止や空き地の適正な管理指導などに努めます。	① 公害防止の啓発 ② 空き地の適正管理指導
--	---------------------------

施策4 火葬場利用の充実

施設の計画的な維持管理に努めます。	① 火葬場の適正管理
-------------------	------------

施策5 航空機騒音対策の充実

国・県・成田国際空港株式会社並びに空港周辺9市町との密接な連携のもと、航空機騒音対策のさらなる充実に努めます。	① 航空機騒音対策の充実
---	--------------

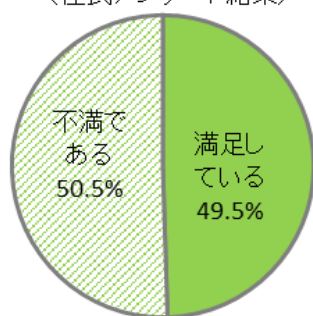
6 環境・景観



《現状と課題》

- 地球温暖化など、環境問題に対する関心が世界的規模で高まっており、わが国においても、温室効果ガス排出量の低減などに向けた取組が推進されています。近年では、2050（令和32）年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、再生可能エネルギーによって稼働するゼロカーボンシティを表明する自治体も増えています。
- 本町は、栗山川をはじめ町内各地域での環境美化活動や環境教育を通じ、環境保全に向けた意識の高揚に努めてきました。また、住民や事業者による太陽光発電システムや定置用リチウムイオン蓄電システムの設置により、再生可能エネルギーの活用を進めています。しかしその一方で、それらの設置に伴い、景観への影響など諸問題が懸念されます。
- また、本町には、栗山川の水辺、九十九里浜の海辺、緑豊かな丘陵、広々とした田園といった自然環境があり、これらが醸し出す本町ならではの風景は、世代を越えて伝えていきたい大切な財産です。
- 豊かな自然的資源は、歴史文化的資源とあいまって本町の魅力を生み出しています。環境保全の側面のみならず、まちへの愛着を育んでいくためにも、住民・事業者などによる環境保全活動の充実を図っていく必要があります。

環境・景観施策に対する満足度
（住民アンケート結果）



町内一日清掃

■関連する分野計画

地球温暖化対策実行計画

2021（令和3）年度～2030（令和12）年度

《基本方針》

本町ならではの魅力である豊かな自然環境を守り、活かしていくため、住民・事業者などとの協働のもとに、環境保全活動を推進します。また、美しい景観を維持・創出していくため、住民の参画を得ながら美化活動などを展開します。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
環境・景観施策に対する住民満足度	49.5%	52.0%

《施策》

施策1 環境の保全・活用

自然環境保全に関する意識啓発や環境教育の推進により、住民一人ひとりの参画を促します。また、環境基本計画の策定などを引き続き検討するとともに、再生可能エネルギーの活用促進に努めます。	① 環境保全の意識啓発 ② 環境教育の推進 ③ 環境基本計画等の策定 ④ 環境保全活動への支援
--	--

施策2 景観の保全

本町の魅力を形づくる自然景観などの保全・創出に向け、住民の意識高揚と活動などへの参画を促しつつ、地域における活動の活性化を促進していきます。	① 景観整備への意識啓発
--	--------------

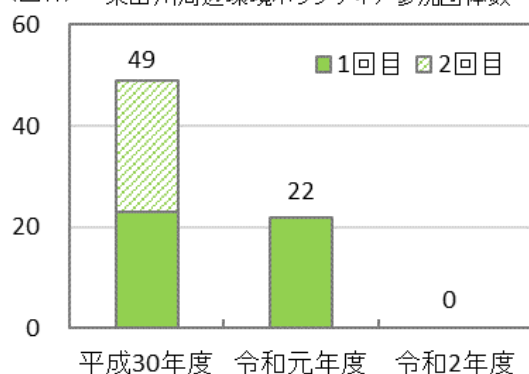
7 河川・海岸整備



《現状と課題》

- 河川や海岸といった水辺は、地域を代表する自然的資源として、人々の憩いの場、学習や交流の場ともなっています。他方、水害等を未然に防止するため、河川や海岸の計画的改修なども必要とされています。
- 本町には、九十九里平野で最大の河川である栗山川と、風光明媚な九十九里浜があり、いずれも県によって整備が行われています。
- 栗山川については、河川改修工事が実施されていますが、今後も県に対し積極的に要望活動を行い、改修を促進することが必要です。また、九十九里浜については、海岸侵食が進んでいるため、順次対策が実施されています。しかしながら、侵食対策の行われていない尾垂浜から木戸浜にかけては早急に侵食対策を実施し、砂浜の持つ波浪の軽減や陸への波の進入を防ぐ防災機能を回復することはもとより、白砂青松の九十九里海岸の風景を回復することが急務となっています。
- 栗山川と九十九里浜は、本町の大切な地域資源であり、観光・交流事業などでの有効活用も期待されていることから、今後も関係機関と連携しつつ、県に対し取組の早期実施を要望するとともに、住民によるボランティア活動の活性化を図りながら、水辺を美しく保っていく必要があります。

(団体) 栗山川周辺環境ボランティア参加団体数



※令和元年度の2回目と令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。



栗山川周辺環境ボランティア

■関連する分野計画

都市計画マスタープラン

2022（令和4）年度～概ね20年後

《基本方針》

大切な地域資源である河川や海岸を守り、これを有効活用していくため、災害防止対策と併せ、修景・親水空間の整備などを促していきます。また、住民によるボランティア活動の活性化を図りながら、河川や海岸を美しく保ちます。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
栗山川周辺環境ボランティア参加団体数	15 団体	20 団体
小学校及びボランティア団体との協働による海岸クリーン活動への参加人数	463 人	750 人

《施策》

施策1 栗山川の保全・活用

河川を改修し、修景・親水空間の整備を促します。また、清掃など住民によるボランティア活動の活性化を図るとともに、水辺のレジャーをはじめとする栗山川情報を発信します。	① 栗山川の改修の促進 ② 「ふるさとの川整備事業」の促進 ③ 環境ボランティアの育成・拡大 ④ 栗山川情報の発信
---	--

施策2 九十九里海岸の保全

海岸の侵食対策を促進するとともに、住民によるボランティア活動の活性化を図り、海岸を美しく保全します。	① 海岸侵食対策の促進 ② 海岸清掃活動の推進 ③ 海岸への車両乗り入れの規制
--	---

8 公園・緑地整備



《現状と課題》

- 公園・緑地は、人々の憩いの場となるだけでなく、文化、スポーツ、防災など、多様な機能を有しています。近年では、全国的に公園施設の老朽化が進み、公園の適正な維持管理や安全性の確保等が課題となっています。
- 本町では、海浜が県立九十九里自然公園に指定されているほか、自然豊かなふれあい坂田池公園やマリンピアくりやまがわ、歴史・文化的要素を活かした栗山平和公園や光文化の森公園、スポーツを楽しめる光スポーツ公園など、バラエティに富んだ公園が整備されています。本町では、これらの公園について、草刈りなどへの住民参画を得ながら、公共施設等個別施設計画等に基づいて、適切な維持管理と機能向上に取り組んでいるところです。
- また、地域の象徴的な景観である緑の田園風景を保全するため、多面的機能支払交付金事業を活用しながら、農村の環境保全に努めています。今後も公園・緑地維持管理と機能向上に努めるとともに、緑豊かな田園風景を保っていくことが大切です。

(人)

ふれあい坂田池公園利用者数



ふれあい坂田池公園

■関連する分野計画

都市計画マスタープラン	2022（令和4）年度～概ね10年後
公共施設等個別施設計画	2020（令和2）年度～2026（令和8）年

《基本方針》

人々の憩いの場、文化・スポーツ活動の場、防災面での機能など、多様な役割を有する公園・緑地を保全するとともに有効に活用します。このため、住民の参画を得ながら、公園の維持管理と機能向上、まちの緑化運動活性化などに取り組みます。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
公園・緑地整備に対する住民満足度	57.8%	65.0%
わたしの街 みどりづくり事業参加団体数	5団体	5団体

《施策》

施策1 公園・緑地の保全と整備

住民の参画を得ながら公園・緑地の維持管理に努め、これらを利用しやすく、快適に保っていきます。また、公園が持つ多様な機能に着目しながら、魅力の向上に努めます。	① ふれあい坂田池公園と坂田城跡との連携・有効活用 ② 公園の維持管理 ③ 計画的な公園・広場の整備
--	--

施策2 緑化の推進

住民の緑化意識高揚に努めながら、緑化活動の活性化を図ります。また、交付金事業などを活用しながら、地域の創意工夫により緑豊かな田園風景を保全します。	① 緑化意識の向上 ② 田園風景の保全
---	------------------------

第4章 安全で安心して暮らせるまち

1 防災



《現状と課題》

- わが国は地震や津波に加え、台風、豪雨等の自然災害が発生しやすい地理的条件下にあります。東日本大震災の発生から10年を迎え、改めて防災への注目が集まっています。また、2019（令和元）年の豪雨・台風は、今まで比較的自然災害が少なかった地域にも大きな被害をもたらし、災害に強いまちづくりの重要性を浮き彫りにしました。
- 被害を最小化し人命を最優先する「減災」に向けては、「自助」「共助」の考え方に基づいた一人ひとりの防災意識の高揚と、地域のつながりを活かした自主防災組織の強化が重要です。また、高齢者、障害者、男女双方の視点を踏まえた防災体制を確立し、プライバシーや感染症対策にも配慮して避難所を整備・運営することが必要です。
- 本町はこれまで、防災力強化に向け、国土強靱化地域計画の策定や、地域防災計画の改訂、津波対策施設の整備、自主防災組織の育成、民間企業等との連携強化などに取り組んできました。また、防災訓練や防災出前講座などにより、防災意識の普及にも努めてきました。このほか、全国瞬時警報システム（Jアラート）やエリアメール、防災行政無線設備等の維持管理に努め、住民に対する災害情報の速やかな周知を図ってきました。
- 今後は、災害時の必要物資の確保に向け、民間企業との連携をさらに強めるとともに、自主防災組織の増加や、防災士養成等を通じた地域における防災リーダーの育成などが求められています。
- このほか、わが国の安全保障環境の変化を踏まえ、国民保護に関する広報や訓練を通じて、有事対応力の強化を図るとともに、国や県の情報システムとの緊密な連携により、迅速な警報伝達を行うなど、国民保護計画の実効性確保が求められています。

災害協定（民間企業）協力職種別件数
（令和3年12月現在）

医療救護	4件	要配慮者施設	14件
燃料供給	2件	物資供給	5件
避難所	5件	その他	14件
災害復旧	3件		



防災訓練

■関連する分野計画

地域防災計画	2021（令和3）年度改定
国土強靱化計画	2021（令和3）年度～2025（令和7）年度
国民保護計画	2006（平成18）年度～
災害廃棄物処理計画	2021（令和3）年度～

《基本方針》

大規模災害や有事などに備え、住民の安全を確保できるまちづくりに取り組みます。このため、自主防災組織の育成など、地域防災体制の強化に努めるほか、情報システムの適切な運用等を含め、有事対応力の強化を図ります。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
防災訓練参加者数	1,810人	2,000人
自主防災組織の設置数	7組織	13組織

《施策》

施策1 地域防災体制の強化

大規模災害に備え、全町的な防災体制の強化を図ります。住民の防災意識の向上や自主防災組織育成など、ソフト面の強化とともに、必要物資の確保や避難路・避難所の環境整備など、ハード面の対策にも取り組みます。	① 地域防災計画の推進 ② 防災訓練の実施、防災意識の普及 ③ 自主防災組織の育成 ④ 民間企業との協力・連携 ⑤ 防災に関する情報提供の充実 ⑥ 防災基盤の充実
---	--

施策2 有事に備えた体制整備

適切な有事対応に向けた体制整備に努めます。国民保護に関する広報や訓練を通じ、有事対応力の強化・意識醸成を図ります。また、国や県の情報システムとの緊密な連携により、住民に対する迅速な情報提供を行います。	① 国民保護計画の推進 ② 全国的な警報システム及び緊急情報システムの運用
--	--

2 消防・救急



《現状と課題》

- 近年、災害の大規模化・複雑化に加え、一人暮らしの高齢者の増加など、社会構造も変化しており、多様化するニーズに対応できる消防体制づくりが求められています。また、高齢化の進行により今後、救急需要が増大するとみられており、病院収容時間の遅延等が懸念される中、救急業務の安定的かつ持続的な提供が課題となっています。
- 本町の消防体制は、匝瑳市横芝光町消防組合による常備消防と町消防団（非常備消防）によって構築されています。町消防団は、各種訓練を通じた消防力の向上により、地域の消防防災活動に大きく貢献しています。
- 本町はこれまで、消防団車両や団員安全装備品、消防水利看板の整備等を通じて、消防機能の向上を図ってきました。
- 救急体制については、救急車や医療資機材の更新、救急救命士の育成により、救命率の向上に努めてきました。また、各種救命講習の実施により応急手当の普及啓発を進めました。
- 今後は、消防水利の安定的な確保に向けた、消火栓及び耐震性防火水槽の設置推進が課題です。また、消防団員数が減少している中、組織の再編や団員定数の見直し、感染症予防に留意した活動の工夫など、時代の変化に対応した効果的な消防団活動を支援することも必要です。
- 高度救急体制の確立に向け、引き続き救急救命士の育成に取り組み、老朽化した横芝光消防署の建替を実施します。

救急講習受講者職種別人数

（令和4年1月末現在）

学校（保育園等含）	177名
事業所	0名
福祉関係	7名
住民	2名
消防団	0名
役場職員	19名



消防団活動

■関連する分野計画

匝瑳市横芝光町消防組合基本構想	2016（平成28）年度～2025（令和7）年度
匝瑳市横芝光町消防組合後期基本計画	2021（令和3）年度～2025（令和7）年度

《基本方針》

災害の大規模化・複雑化、高齢化などの社会構造の変化を踏まえ、柔軟な消防救急体制を整備します。このため、消防団車両の計画的更新を通じた消防機能の向上や、初期救急救命処置を重視した、救急機能の向上を図ります。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
火災年間発生件数	12件	10件以下
応急手当の普及（講習受講者数）	205人	725人

《施策》

施策1 消防機能の向上

消防団に配備された車両等装備の計画的な更新を図るとともに、消防水利設備の適正配置・維持管理等に努め、消防機能の向上を図ります。また、横芝光消防署の建替えを含め、防災拠点施設・資機材の整備を推進します。	① 消防団車両等の維持管理・更新 ② 消防水利設備の適正配置及び管理 ③ 消防団の人員確保 ④ 消防組合施設等の適正配置・整備及び運営の充実
--	---

施策2 救急機能の向上

救命に効果的とされる初期の救急救命処置のさらなる充実化に向け、救命士の育成・確保や初期救急の普及啓発に取り組みます。	① 救急体制の充実
--	-----------

3 防犯・交通安全



《現状と課題》

- わが国の犯罪認知件数は、2002（平成14）年をピークに減少を続けていますが、近年は高齢者を狙った犯罪、児童虐待、薬物犯罪、インターネット上での犯罪など、複雑化・多様化した犯罪の増加が見られます。
- 交通事故発生件数・交通事故死者数も減少傾向にありますが、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高止まりしています。認知症等運転リスクを抱えた高齢者ドライバーによる重大事故が増加しており、運転支援システムの活用や運転免許証返納の促進が求められています。
- 本町ではこれまで、防犯指導員によるパトロールや、山武警察署・町防犯協会との連携を通じた防犯啓発に取り組んできました。また、防犯灯の設置・修繕については、各地区が管理している防犯灯のLED化が進んでいます。
- 交通安全対策については、交通安全指導員等による幼稚園・保育園・小学校・中学校での交通安全教室や、山武警察署・山武交通安全協会と連携した飲酒運転撲滅運動などを通じ、交通安全意識の啓発に努めてきました。また、道路反射鏡の修繕・維持管理、新規設置に取り組み、町の交通安全体制の強化を図ってきました。
- 今後は、防犯指導員によるパトロールや啓発活動を継続するとともに、町社会福祉協議会による防犯講座、住民一人ひとりの防犯意識を高め、犯罪の起きにくいまちづくりに取り組む必要があります。
- 町内の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、今後も交通安全意識の啓発、道路反射鏡などの維持管理に努め、交通安全指導員の安定的確保と活動内容の見直しが必要です。また、高齢化を踏まえ、高齢者ドライバーの運転免許返納の促進や、安全講習の実施なども重要となります。

	平成30年	令和元年	令和2年
犯罪年間発生件数	145件	134件	138件
交通事故年間死者数	2人	1人	0人
交通事故年間負傷者数	70人	66人	60人



防犯協会

■関連する分野計画

交通安全計画

2021（令和3）年度～2025（令和7）年度

《基本方針》

犯罪や交通事故を防ぎ、住民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。このため、警察署等各種関係機関との連携を強め、住民の防犯・交通安全意識の啓発に努めるとともに、防犯・交通安全に資する町内設備の設置・管理等に取り組みます。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年）
犯罪年間発生件数	138 件	100 件以下
交通事故年間死者数	0 人	0 人
交通事故年間負傷者数	60 人	50 人以下

《施策》

施策1 防犯対策の強化

犯罪の起きにくいまちづくりに向け、警察署等と連携を強めつつ、最新の犯罪の傾向を考慮した住民への防犯意識啓発に取り組みます。	① 防犯指導員による意識啓発活動の実施 ② 防犯灯の設置・修繕 ③ 警察署及び防犯協会との連携強化 ④ 防犯に関する情報提供の充実
---	--

施策2 交通安全対策の強化

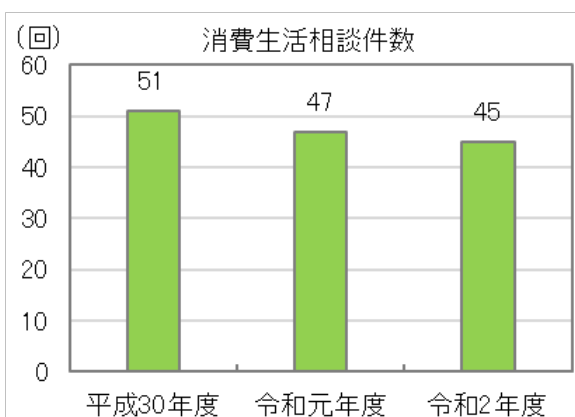
交通安全指導員の確保に努め、警察署等と連携し、住民の交通安全意識のより一層の啓発に取り組みます。また、高齢化を踏まえ、運転免許証の返納促進など、時代に即した安全対策強化を図ります。	① 交通安全指導員による意識啓発活動の実施 ② 交通安全施設の設置・維持管理 ③ 飲酒運転撲滅運動の推進 ④ 警察署及び交通安全協会との連携強化
--	---

4 消費生活



《現状と課題》

- 近年、若者を中心にネットショッピングが一般化しており、SNS による広告・消費行動や、シェアリングエコノミー※⁶が拡大するなど、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛でインターネットでの消費が急増した中、新型コロナウイルスに便乗した悪徳商法や、給付金を装った詐欺など、新たな種類のトラブルが発生しています。
- 現在、消費生活相談数は高止まりの状況にあります。相談内容は、幅広い年齢層で「インターネット通販」に関するものが増加しており、オンラインゲームや、美容関連商品、マスクを含む保健衛生品に関する相談が含まれます。また、SNS をきっかけとしたトラブル等の相談が急増しています。
- 本町はこれまで、悪徳商法の被害防止のため、消費者向けの出前講座などを通じて、情報提供・啓発活動に取り組んできました。また、県消費者センター等との連携を強めつつ、消費生活相談員や司法書士による定期的な相談会を開き、相談・苦情処理体制の充実化を図ってきました。
- 今後は、消費生活相談員による啓発活動を強化するなど、消費者に対し、最新の情報に基づいた正しい知識を得てもらうための取組をさらに進めることが必要です。また、地域のコミュニティ活動や福祉活動と連携しつつ、高齢者世帯の増加を踏まえた取組の推進も重要です。



出前講座

⁶ 個人間で、モノやサービスをやり取りする新しい仕組み。提供者と消費者はスマートフォンなどを活用して取引する。車、駐車場、洋服から、空き時間の家事代行など、対象となるモノやサービスは多様。将来、巨大市場に成長するとの予測もある。

《基本方針》

消費者をめぐる環境が複雑化していることを踏まえ、住民が安全な消費生活を送れるよう支援体制を強化します。このため、被害の未然防止に向けた情報提供に努めるほか、関係機関との連携を通じて、住民が相談しやすい環境整備等に取り組みます。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025 年度）
消費生活相談件数	45 件	51 件

《施策》

施策1 消費者支援の強化

消費生活相談員による啓発活動など、住民に最新の正しい消費生活知識を得てもらうための啓発活動に取り組みます。また、県や専門家と連携を強め、引き続き、住民が相談しやすい体制の充実化に努めます。	① 消費者情報提供の強化 ② 相談・苦情処理体制の充実
--	--------------------------------

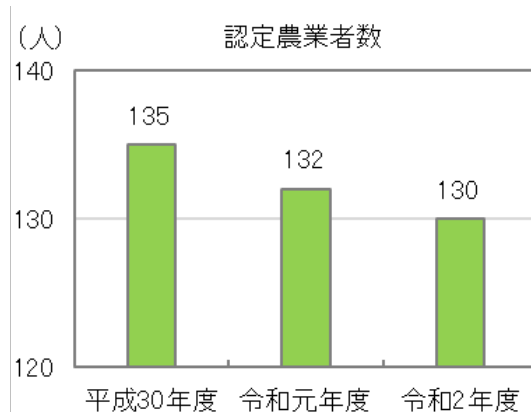
第5章 地域の特性を活かした活力あるまち

1 農林水産業



《現状と課題》

- 農林水産業は、長きにわたってわが国を支えてきました。近年では、従事者の確保などが課題になっていますが、一方では、土地の環境保全など農林水産業の持つ多面的な機能が改めて注目され、また ICT を活用したスマート農業など、収益性向上に向けた取組が全国的に進められています。
- 本町は、農業に適した自然条件に恵まれた地域であり、水稻を中心に、スイートコーン、ネギなどの栽培が盛んです。養豚・酪農等の畜産も盛んですが、担い手の高齢化と後継者不足、遊休農地の増加など、農業をめぐる環境は依然として厳しいものがあります。農業のほか、町内には林業・水産業も見られますが、いずれも担い手の高齢化などの問題に直面しています。
- 本町では、このような状況に対応するため、「人・農地プラン」に基づき、経営体の育成などを図ってきました。現在では、農地を集積し大規模化を図る者や6次産業化に取り組む者等、女性を含む若手農業経営者による様々なチャレンジがなされています。
- また、本町は成田国際空港に近く、東京などの大消費地からも比較的近い距離にあります。今後はこうした立地条件を活かし、農業生産基盤の整備や担い手の育成に努めながら、付加価値が高く収益性の高い農業を展開していくことが望まれます。
- 併せて、本町ならではの地域資源を活用しながら、農業と商工業の連携による商品開発や、農業と観光・交流事業との連携によるツーリズム、農業体験の活性化などを促していくことも重要です。食肉センターについては、施設の著しい老朽化に対応するとともに、HACCP^{※7}導入に向けた衛生管理に努めていくことも必要です。



⁷ 原材料の受け入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析（HA）した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（CCP）を継続的に監視・記録する工程管理システム。

■関連する分野計画

農業振興地域整備計画	2022（令和4）年度～概ね10年後
人・農地プラン	2022（令和4）年度～年1回程度見直し
地産地消・食育推進計画（第4次）	2022（令和4）年度～2026（令和8）年度

《基本方針》

立地条件を活かし、生産基盤の整備や担い手の育成に努めながら、付加価値が高く収益性の高い農林水産業を育成します。また、農林水産業と商工業、観光・交流との連携を図り、地域資源を活かした産業の活性化を促します。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
認定農業者数	130人	137人
農業経営体法人数	26法人	32法人
遊休農地の面積	111.1ha	106.0ha

《施策》

施策1 食の安全・安心への対策

地元産農産物などを供給することにより、児童・生徒の食育と地産地消との連携を図ります。また、食の安全・安心に向け、農薬の適正使用と使用量の低減を推進するとともに、GAP（農業生産工程管理）の取得を支援します。	① 食育と地産地消の連携 ② 食の安全・安心体制の整備
---	--------------------------------

施策2 流通販売と消費の拡大

地産地消の取組とも連携しつつ、地場産品の販路の確保、集荷・流通経路の確立を促していきます。また、特産品の販売などや観光交流の拠点となる施設の設置については、ソフト（運営など）とハード（施設建設など）の両面から検討を進めます。	① 地産地消と連携した需要開拓 ② 産直交流施設の検討
--	--------------------------------

施策3 生産振興と経営支援

「人・農地プラン」を更新しつつ、担い手の育成・確保に努めるとともに、農地集約を図ります。また、農業振興地域整備計画に基づき、生産基盤の整備や優良農地の保全などを進めます。さらに、経営者の創意工夫による新たな品種・品目の導入支援を通じ、産地化を促します。家畜伝染病対策や家畜環境対策など畜産農家を支援するとともに、森林組合等関係機関と連携をとり適正な森林の整備・活用を支援し、加えて、漁業関係機関と連携を図り各種事業を支援します。このほか、食肉センターの健全な運営を保つため適正な維持管理に努めます。	① 経営体、担い手の育成 ② 生産基盤の整備と土地改良施設の維持管理 ③ 優良農地の確保・保全の促進 ④ 新産地づくりの推進 ⑤ 畜産の振興 ⑥ 林業の振興 ⑦ 漁業の振興 ⑧ 食肉センターの健全運営
--	---

施策4 地域資源の活用と環境との共生

農林水産業が持つ多様な機能に着目し、地域資源の適切な保全に努めます。また、空き家となった農家住宅については、新規就農者への提供も含め、地域との協働のもとに有効な活用方策を検討します。	① 地域資源の適切な保全活動の推進 ② 空き家農家住宅活用の検討
--	---



田園風景



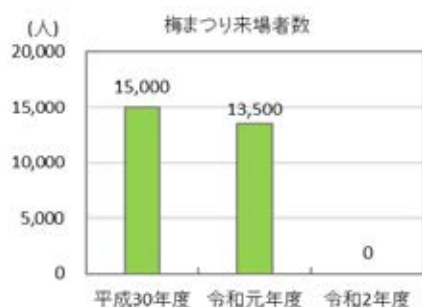
ひかりネギ

2 観光・交流



《現状と課題》

- 日本政府観光局（JNTO）によれば、2019（令和元）年の訪日外国人旅行者数は過去最高の 3,188 万人に達しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、2020（令和2）年は 412 万人へと激減し、日本人旅行者の移動も大幅に抑制される等、観光をめぐる環境は極めて厳しいものとなりました。
- 本町では、地域の自然や歴史・文化的資源を活かした観光・交流イベントが行われており、初日の出、栗山川の釣り、坂田城跡の梅まつり、海水浴、サーフィン、鬼来迎などが、観光客を集めています。しかしながら、東京から比較的近い距離にあって日帰り客が大半であり、産業の活性化につながりにくい現状となっています。
- 一般社団法人横芝光町観光まちづくり協会の設立や、横芝駅前情報交流館「ヨリドコロ」の整備により、観光事業推進の環境が整えられました。今後は、町マスコットキャラクター「よこぴー」を活用しながら、ホームページの充実、SNS などによる観光情報の発信、さらには復刻版大木式ハム・ソーセージの活用促進など、地域資源を活かした観光振興が改めて期待されています。
- また、観光・交流の活性化は、地域産業の振興のみならず、町内外・国内外の人々が広く本町を知り、地域に親しむ機会ともなり、それに伴う交流人口の増加は、定住人口の増加にもつながります。このため今後は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の経験を踏まえ、ICT を活用した新たな観光のあり方等を検討しながら、さらなる地域資源の掘り起こし、観光に関わる各種団体の連携の強化に努めていくことが重要です。さらには、広域交通の利便性を活かした滞在型のニューツーリズム^{※8}促進や、ポストコロナ時代におけるインバウンド観光^{※9}の推進と、これらに対応できる人材の育成に努めていくことも大切です。
- 遊休公共用地である横芝海のこどもの国跡地については、主たる土地所有者である千葉県と調整しながら、海岸部におけるにぎわいの創出のため、周辺施設を含めた活用が期待されています。



※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度は途中中止、令和2年度は中止。



栗山川カヤック体験

⁸ 従来の観光に対して、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しい形態の旅行のこと。エコツーリズム、グリーン・ツーリズム、ヘルスツーリズム、ロングステイ等が挙げられる。

⁹ 外国人が訪れる観光のこと。

《基本方針》

地域産業の活性化と、本町に対する人々の理解を深めて愛着を高めるため、栗山川、九十九里浜、緑の丘陵といった自然資源や、地域に根差した歴史・文化的資源を活用しながら、多様な主体の協働のもとに、観光・交流の活性化を図ります。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
梅まつり来場者数	13,500 人	20,000 人
海岸観光来場者数	15,870 人	30,000 人
観光企業の誘致	0 社	1 社

《施策》

施策1 観光基盤の充実

横芝光町観光まちづくり協会をはじめとして、事業者・NPO などの連携を促します。また、町の基幹産業である農業と観光・交流との連携を促し、本町ならではの魅力の発信に努めます。さらには、観光情報交流の拠点となる駅前情報交流館を有効に活用し、にぎわいを創出します。	① 観光推進組織の強化 ② 農林漁業と観光の連携促進 ③ 観光情報の発信機能の強化 ④ 駅前情報交流館の有効活用
---	---

施策2 観光資源の活用・開発

本町の海や川などの地域資源をつなぐ観光周遊コースの設定を進めます。また、関係団体との連携のもとに、田園や水辺を活かした滞在型・体験型交流など、ニューツーリズムの振興を図ります。併せて、地域資源を活用しながら魅力的な観光商品の開発や観光産業の活性化を図ります。	① 観光資源のネットワーク化 ② ニューツーリズムの振興 ③ 栗山川の活用 ④ 特産品の開発 ⑤ 遊休公共用地を活かした観光企業の誘致 ⑥ 外国人観光客の誘致
---	--

3 商工業



《現状と課題》

- 地方創生に向け、商工業には、地域の稼ぐ力としての期待が集まっています。しかしながら、商店街の空洞化、中小企業の経営環境の悪化など従前からの問題に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による商工業への打撃なども生じ、地域経済を取り巻く環境はますます厳しいものとなっています。
- 本町では、地元商業の活性化を目指し、商工会などと連携して人材育成や経営力強化、商業者の共同事業活動「駅前マルシェ」などを支援してきました。また、新たな商業活動の促進に向け、復刻版大木式ハム・ソーセージの開発・PR 活動等を、商工会などと連携して実施してきました。
- 工業の振興については、制度融資などを活用し経営安定に向けた事業者の取組を支援したほか、各種の情報提供を行っています。町内の工業団地については、横芝工業団地、ひかり工業団地のすべての区画に企業が入居しているため、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備などに伴い増加する見込みの企業立地ニーズに対応できるよう、新たな産業団地の整備や遊休地の活用などにより、企業誘致をさらに推進する必要があります。
- 地域経済活性化の原動力として、住民の雇用の場として、今後も商工業の活性化に注力していく必要があります。成田国際空港に近接する立地条件や、広域的交通利便性の向上がもたらす可能性を活かし、意欲ある若手人材を育成しながら、地域特性を踏まえた商工業の振興を図っていくことが重要です。



駅前マルシェ



駅前マルシェ

《基本方針》

地域経済を活性化し住民の雇用を確保するため、成田国際空港への近接性や、広域的交通の利便性などを活かし、意欲ある若手人材を育成しながら、地域特性を踏まえた商工業の振興を図ります。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
企業誘致数	1社	1社

《施策》

施策1 商業機能の充実

商工会をはじめとする関係団体と連携しながら、人材育成や経営基盤強化などを促します。また、横芝駅前や横芝光 IC 周辺などの整備と併せ、商業機能の充実を図ります。	① 商業振興への人材育成の支援 ② 融資制度等の活用促進 ③ 商工会等の組織活性化の促進 ④ 市街地形成とあわせた商業機能の充実
--	---

施策2 新たな商業活動の促進

商工会をはじめとする関係団体や事業者などと協働し、農業・観光と商工業との連携による地域ブランド強化を図ります。	① 地域ブランド強化の支援 ② 商工会活動の支援
---	-----------------------------

施策3 既存の工業の振興

商工会をはじめとする関係団体や事業者などと協働し、製品開発や技術開発の支援、関連情報の提供などを行います。	① 製品開発や技術開発の支援 ② 関連情報の提供
---	-----------------------------

施策4 企業立地の促進

成田国際空港への近接性や広域的交通の利便性といった産業立地の魅力を発信しながら、県などとの連携により企業誘致に努めます。	① 企業誘致用地等に関する情報の発信 ② 企業誘致の推進
--	---------------------------------

4 産業活性化



《現状と課題》

- 地方における人口減少と少子高齢化が差し迫った社会問題となる中、若者の雇用の創出が大きな課題になっています。そこで、国・地方自治体は、雇用創出に向けた取組を「総合戦略」などの主要な計画に位置付け、起業支援等に取り組んでいます。また、近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを背景に、ICTの活用などを前提とした働き方の変容、企業立地の自由度の拡大なども生じています。
- 本町では、新たな事業展開や起業の促進に向け、商工会などと連携して、起業、事業承継等を契機とした第二創業に向けた情報提供などを実施してきました。また、就業・雇用の促進に向け、商工会、事業者、ハローワーク千葉と連携しながら、就労情報、職業能力向上に向けた情報などを発信しています。
- 2019（令和元）年度に策定した「第2期横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、基本目標に「産業を振興し安定した雇用を創出する」を位置付け、第1期総合戦略から引き続き重点的な取組を展開しています。
- これからは、まちの強みである東京への近さ、成田国際空港への近接性、温暖な気候、自然環境、歴史・文化的資源、基幹産業としての農業などを活かしながら、若者をはじめ地域の高齢者や女性の雇用につながるような、産業の振興を図っていく必要があります。



成田空港関連企業合同就職説明会



創業塾

《基本方針》

地域活性化と雇用の促進のため、商工会と連携を図りながら、起業・創業に向けた支援などを行います。また、県・関係機関との連携のもと、雇用と就労の機会づくりを促進します。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
就職支援セミナーの実施回数	1回	6回
創業者数	5人	5人

《施策》

施策1 新たな事業展開や起業の促進

商工会、事業者などと協働しながら、ICT技術の活用を含めた人と情報のネットワーク化等を促しつつ、起業や事業承継等を契機とした第二創業支援を活性化します。また、多様な主体の共同参画による新たな事業開発を促進します。	① 人と情報のネットワーク化の促進 ② 起業や事業承継等を契機とした第二創業への支援 ③ 空港への近接性など地域情報の発信 ④ 共同参画型での新たな事業開発 ⑤ 創業支援事業計画の策定・推進
--	---

施策2 就業・雇用の促進

県・関係機関との連携のもと、職業能力の育成を促すとともに、就労情報の提供とマッチングを行います。また、若者をはじめ高齢者、女性にとって働きやすい環境づくりのため、事業者における子育て支援の充実などを促進します。	① 職業能力の育成の促進 ② 就労情報の提供 ③ 事業者における子育て支援の充実促進
---	--

5 移住・定住



《現状と課題》

- わが国では、若者を中心として20年以上、地方から首都圏へ人口が流出し続けてきました。一方で、IT化の進展により東京と地方のさまざまなギャップが解消され、都会の若者が地方に活躍の場を求める動きも出始めています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを契機として居住地選択の幅が拡大しており、地方への移住・定住の関心に高まりがあるものと考えられます。
- 本町では、高校卒業とともに進学や就職のために町外へ転出する若者が多く、また、高齢化率も高いため、将来の人口減少と地域の活力低下が危惧されています。
- また、成田空港の更なる機能強化を活かし、本町に新たな居住者を呼び込むため、空港との近接性や都市部へアクセスしやすい立地、充実した子育て施策や豊かな自然環境など、本町の住みやすさや優れた地域資源の積極的なプロモーションが重要になっています。
- そこで、本町では、転入者が安心して暮らせるよう情報発信アプリ「よこしばひかりまちナビ2」によるローカル情報の発信や、移住定住についての総合的な相談窓口として「移住定住サポートセンター」を設置するとともに、成田国際空港との関わりや町の政策を情報発信し、当町の特色を活かしたシティプロモーション※¹⁰に取り組んでいます。また、関係機関との連携による町内外からの人材集積を図り、雇用と連携した若者の定着を促進しています。
- 今後は、「選ばれる町」を目指して、リモートワーク環境や情報発信をさらに充実しながら、雇用確保や起業促進などの産業振興、ワーキングスペースの確保、子育てしやすい環境づくりなど、様々な分野が町ぐるみで連携し、本町への移住を総合的に支援していくことが必要です。
- また、生まれ育った人が住み続けることができ、転出した若者が戻って来たいと思えるまちになるよう、年齢や家族構成などのライフステージに合わせて定住を支援し、誰もが住みやすいまちづくりを推進することも重要です。



移住定住サポートセンター

¹⁰ 地域の魅力を内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済を活性化させる活動。

《基本方針》

本町の人口減少に歯止めをかけるため、誰もが住みやすいまちづくりを推進し、町の情報や魅力を分かりやすく伝え、移住・定住者を増やします。特に、将来を担う若者の転入促進と定着を図ることで、地域の活力を維持します。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
サポートセンターを利用した移住者数（累計）	27人	60人
サポートセンターを利用した移住定住の相談件数（累計）	197件	600件
住宅取得奨励金交付件数（累計）	31件	281件

《施策》

施策1 受け入れ体制の整備

移住・定住を促進するため、移住定住サポートセンターを中心に相談機能を充実します。また、移住者が地域に馴染みやすいよう、交流会など地域とつながりを持てる機会を創出します。	① 移住・定住にかかる相談体制の充実 ② 移住者のコミュニティづくりの推進
--	--

施策2 積極的な町の魅力発信

住民との協働のもと、まちのイメージ向上やブランド化に向けた戦略的な取組を進め、優れた地域資源や住みやすさを積極的にプロモーションします。	① 移住・定住にかかる情報の一元化 ② 横芝光町プロモーションの推進
--	---------------------------------------

施策3 若者の定住・定着の促進

若い世代の定住を促すため、公共用地の活用を検討します。また、関係機関と連携し、高校や大学卒業後でも町内に暮らしながら働き、そして結婚や子育てへと発展していけるように地元定着を支援します。	① 遊休公共用地の活用による住宅地の創出 ② 空港関連企業との連携 ③ 住宅取得等の生活支援 ④ ワーキングスペースの確保
---	--

6 空港と共生するまちづくり



《現状と課題》

- 成田国際空港の開港以来、航空機騒音により生じる障害を軽減し、騒音地域の生活環境を保全するため、成田国際空港株式会社をはじめとした関係機関と連携し、航空機騒音対策を実施しています。
- 成田空港の更なる機能強化は、町の将来にとって大きな影響があると考え、町内全世帯を対象としたアンケートや住民説明会などを実施し、慎重に協議・検討を進め、2018（平成30年）3月の「成田空港に関する四者協議会」において合意しました。現在、成田国際空港では、新たな滑走路の建設等に向けた各種調査などが進められています。成田空港の更なる機能強化は、成田国際空港を利用する旅客数や貨物量の大幅な増加だけでなく、成田国際空港をはじめ周辺地域の産業振興による雇用創出やインフラ整備に伴う生活環境の向上など、空港周辺地域にさまざまな効果をもたらすことが期待されています。
- 現在、本町では、成田国際空港株式会社から交付されている成田国際空港周辺対策交付金を、航空機騒音対策のみならず、道路整備や学校施設の維持管理をはじめ「教育」「医療」「福祉」その他地域振興を目的とした事業などに幅広く活用しています。
- これからのまちづくりにおいて、「成田国際空港との共生・共栄」は、最も重要なテーマの一つであると考えます。今後も、航空機騒音対策に万全を期すとともに、成田国際空港との近接性を活かし、成田空港の更なる機能強化に伴い増加が見込まれる空港関連企業の従業員の移住・定住に対応する居住地整備や空港関連産業をはじめとした企業誘致と企業立地に向けた用地整備の促進、空港へのアクセス向上を図る公共交通や道路ネットワークの充実など、空港を活かしたまちづくりに努めていくことが不可欠です。
- また、併せて、土地改良や農業用水等の整備促進をはじめとした、基幹産業である農業の基盤強化や、栗山川などの河川改修等を促していくことも重要です。
- さらに、これまで以上に成田国際空港との関係が密接となることから、成田国際空港との関わりや町の政策の情報発信を積極的に行います。



成田便



空港シャトルバス

《基本方針》

国・県・成田国際空港株式会社並びに空港周辺9市町などと密接に連携しながら、成田空港の更なる機能強化を契機として、増加が見込まれる空港関連企業の従業員の移住・定住や企業立地の促進、公共交通や道路ネットワークの充実など、空港と共生・共栄するまちづくりを進めます。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
横芝光号成田便運行便数	20 便/日	30 便/日
空港シャトルバス利用者	83,613 人	100,000 人

《施策》

施策1 成田国際空港を活かしたまちづくりの推進

居住地の整備や空港関連産業用地の整備を促し、成田空港の更なる機能強化を契機とした移住・定住や企業立地の促進を図ります。	① 成田空港の更なる機能強化を踏まえた居住地の整備 ② 空港関連産業用地の整備促進
---	--

施策2 成田国際空港へのアクセスの充実

地域公共交通計画などを踏まえ、横芝光号成田便等公共交通の充実を図ります。また、芝山鉄道について、延伸の要望をしていますが、さらには、成田国際空港へのアクセスの向上に資する道路ネットワークの整備を促します。	① 公共交通の充実 ② 成田国際空港への道路ネットワークの整備促進
--	--------------------------------------

施策3 土地・河川等の整備促進

国・県・成田国際空港株式会社並びに空港周辺9市町などとの連携のもと、土地改良や農業用水等の整備促進のほか、河川改修等を積極的に促します。	① 土地改良及び成田用水施設の整備促進 ② 河川改修等治水対策の促進
--	---------------------------------------

第6章 相互理解と協働による住民主体のまち

1 人権



《現状と課題》

- 人権は、一人ひとりが人として認められ、自分らしく生きる権利であり、すべての人が生まれながら有するものです。わが国では、日本国憲法の下、すべての国民に基本的人権が保障され、人権を尊重する社会の構築が進められてきました。
- しかし近年は、同和問題や人種差別に加え、いじめや虐待など子どもの人権問題、インターネットやSNSでの人権侵害、外国人や外国をルーツとする人々への差別、障害者や高齢者への差別、性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別などが出現しています。
- 本町では、人権週間や学校教育などを通じて、人権に対する意識啓発を進めるほか、定期的に人権相談を開設して人権問題に対応しています。
- 人権問題は複雑化・多様化していることから、人権擁護委員や県など関係機関との連携のもと、家庭・学校・地域・職場などあらゆる場面で、人権への理解を深め、人権を尊重する意識の向上を図ることが必要です。また、法務局や児童相談所など専門機関と連携し、電話やインターネットなどでも相談しやすい環境を整え、差別の解消に向けて取り組むことが課題となります。

《基本方針》

すべての住民の人権が尊重され、差別のない明るいまちをつくるため、お互いを思いやる心を育み、人権に関する理解を深めながら、一人ひとりの人権を擁護します。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
人権教室開催校	5校	5校

《施策》

施策1 人権に対する意識の啓発

子どもの頃から人権に対する正しい理解ができるよう、小中学校における人権教育を充実するとともに、人権週間における情報提供や意識啓発に努めます。	① 学校での人権教育の充実 ② 人権週間事業の充実
--	------------------------------

施策2 人権相談の充実

複雑化・多様化する人権問題に対応するため、人権擁護委員による定期相談に加え、同日開催の行政・心配ごと相談の行政相談委員や民生委員・児童委員、法務局との連携により、様々な相談に対応します。また、児童相談所等の専門機関と連携し、児童虐待やDV ^{※11} などの相談に対して問題の解決を図ります。	① 相談事業の充実 ② 関係機関との連携
---	-------------------------

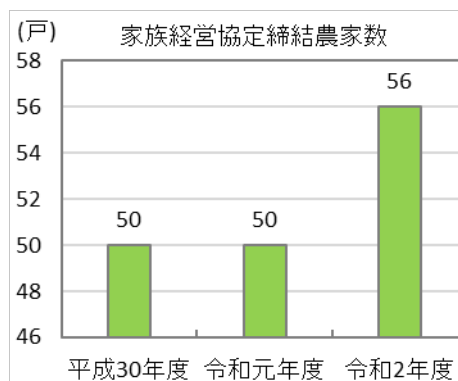
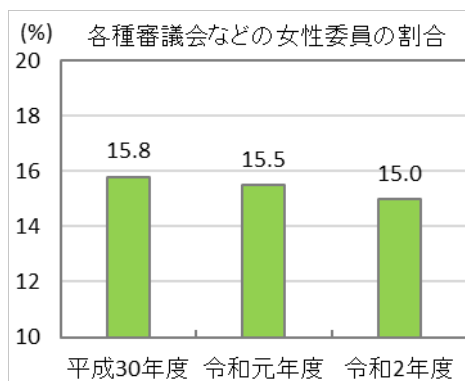
¹¹ Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

2 男女共同参画



《現状と課題》

- わが国は、男女がともに個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、法制度や推進体制を整備してきました。2019（令和元）年改正の女性活躍推進法では、女性活躍を推進する優良企業への「えるぼし認定」や、情報公開の強化により、女性がワーク・ライフ・バランスを実現できる環境の整備を進めています。
- 2020（令和2）年策定の「第5次男女共同参画基本計画」では、新型コロナウイルス感染症拡大によって影響を受けた女性への支援や、人生100年時代・デジタル社会への対応など、時代の変化に応じた課題が挙げられています。
- 世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数2021」では、日本は156か国中120位と、先進国で最低レベルであり、特に「政治」及び「経済」における順位が低くなっています。男女の固定的な役割分担意識にもとづく社会通念や慣習を変え、政治・経済・行政分野で指導的な立場に占める女性の割合を高めることが重要な課題となっています。
- 本町では、男女共同参画意識の浸透に向け、各種講座や学校における男女平等教育などを行っています。家庭や学校、地域、職場などあらゆる分野での男女共同参画が必要であることから、各分野と連携した意識啓発が必要となっています。
- また、配偶者や恋人など親しい間柄での暴力を根絶し、職場でのセクシュアルハラスメントを防止するため、相談・支援体制を整えることが重要です。
- さらに、地域や職場、行政の方針決定の場における女性の割合は未だ低い状態であるため、個人の意思を尊重しつつ、女性の参画を推進していく必要があります。
- 今後は、時代に応じて多様で柔軟な働き方を取り入れたワーク・ライフ・バランス^{※12}の実現に向けて、家事や子育て、介護などを男女ともに担う意識を醸成する必要があります。また、あらゆる分野が連携し男女共同参画を推進することが重要です。



¹² 仕事と生活の調和のこと。すべての人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

■関連する分野計画

男女共同参画計画（第2次）

2019（令和元）年度～2023（令和5）年度

《基本方針》

家庭や学校、地域、職場などのあらゆる分野で、男女が互いに尊重し合い、個性と能力を発揮しながら、ともに責任を担い合うため、男女共同参画に関する意識啓発及び仕組みづくりを進めます。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
各種審議会などの女性委員の割合	15.0%	40.0%
家族経営協定締結農家数	56戸	56戸
男女共同参画に対する住民満足度	39.5%	50.0%

《施策》

施策1 男女共同参画のための意識啓発

各種講座等の機会を捉えて、家庭や地域において男女共同参画に関する理解を深めるとともに、学校教育を通じて男女平等意識を育みます。また、DV（ドメスティックバイオレンス）の根絶に向けて、関係機関との連携のもと、多様な方法による相談・支援体制の充実を図ります。	① 男女共同参画意識の醸成 ② 学校教育における男女平等の推進 ③ 関係機関との連携による相談体制の充実
---	--

施策2 男女共同参画のための仕組みづくり

性別に関わらず自己実現できる機会を設けるため、多様で柔軟な働き方を支援します。また、雇用の場における男女の就業機会の平等に向け、事業主等への情報提供や支援を進めるほか、農林水産業や自営業における女性の経営参画を促進します。さらに、審議会や行政の管理職などにおける女性の登用を推進します。	① 男女共同参画計画の推進 ② 女性が活躍できる環境づくり ③ 働く場での男女のワーク・ライフ・バランスの意識啓発 ④ 行政及び地域社会への女性参画の促進
---	--

3 国際交流



《現状と課題》

- 急速な情報通信技術の発展と、国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、人・物・情報の流れが地球規模で拡大しています。このような中、従来の国家間の交流から、地域間や草の根レベルの交流が重要になっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、国を跨いだ人の往来が大幅に制限されました。一方、オンラインを活用した留学・交流の増加など、新たな形の国際交流が注目を浴びています。
- 本町は、わが国の玄関口である成田国際空港まで自動車で約 30 分の距離に位置し、町内では外国人の居住や就労も見られ、異文化に触れる機会が身近にあります。今後ますます重要となる国際感覚の醸成と異文化理解力の向上のため、小中学校の ALT^{※13}（外国語指導助手）の増員や実践的なコミュニケーションを通じた異文化交流など、国際理解教育の機会の充実が重要となっています。
- 今後は、成田国際空港の外国人就業者を生活者として受け入れることを目指し、住民と町内在住外国人との交流の機会づくり等、多文化共生を推進します。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会においては、ベリーズのホストタウンとして、イベントや出前講座、文化芸術活動などにより、交流を深めました。今後も、ポストコロナ時代に適した交流の継続・深化が期待されます。



ベリーズとの小学生交流



アートマイル国際協働学習プロジェクト

¹³ 英語を母国語とし、小中高校などの英語の授業で日本人教師を補助する助手のこと。

《基本方針》

国籍や文化、言語などの違いを認め合い、ともに豊かに生きることができる多文化共生のまちとするため、異文化への理解を深め、国際的な視野を持った人材を育成するとともに、住民主体のさまざまな国際交流活動を支援します。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
国際交流事業実施回数	1回	4回

《施策》

施策1 国際的な視野を持った人材の育成

異文化への理解を深め、国際的な視野を持った人材を育成するため、学校教育や社会教育において ALT（外国語指導助手）などを活用し、実践的なコミュニケーション能力の育成を図るとともに、国際理解教育を推進します。	① 語学学習の充実 ② 国際理解教育の機会の充実
---	-----------------------------

施策2 国際交流活動の推進

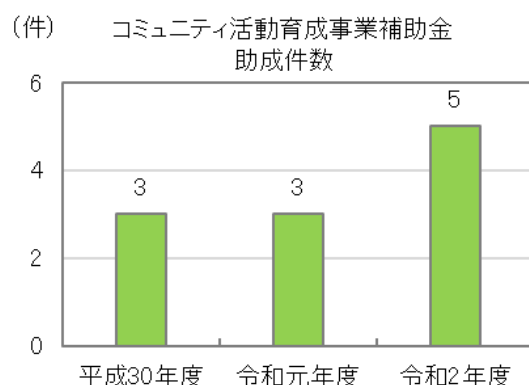
町内外の各種交流イベントの情報を発信するとともに、民間団体による国際交流への支援など、多様な手法を活用した異文化交流を推進します。	① 各種交流イベントの活用 ② 民間交流の促進
---	----------------------------

4 コミュニティ



《現状と課題》

- わが国では、少子高齢化や核家族化が進む中、隣近所の付き合いが希薄になり、かつて地域社会が有していた支え合いの機能が失われつつあります。また、地域活動の担い手の高齢化や後継者不足が大きな問題となっています。また、外国人や外国をルーツとする住民が増加する中、多文化共生社会の構築が求められており、担い手の確保とともに、時代に応じたコミュニティ活動のあり方が問われています。
- 東日本大震災や近年多発する豪雨・台風により、災害時の防災体制が機能するためには、日常的な地域の交流が重要であることが浮き彫りになりました。また、新型コロナウイルス感染症により、大人数が集まる活動が制限されたことで、改めて地域交流の重要性が認識されました。ウィズコロナ・ポストコロナ時代に向け、新しい生活様式に対応した活動方法の工夫が求められています。
- 本町では、地域の連帯意識を醸成し、地域活動を活性化するため、地域組織に対する支援のほか、活動拠点となる集会施設の修繕等を行っています。人材の育成や、行政区ごとの施設の公平で適切な維持管理方法などが課題となっています。
- また、個人の関心にもとづいたボランティア活動や NPO 活動が重要になっており、活動情報の発信や相互交流の機会の提供など、組織の育成・強化が必要です。
- これからの本町のまちづくりには、地域の力が不可欠です。今後は、高齢化や過疎化など地域の課題に対し、住民自らが考え、解決に取り組むことが重要であり、地域組織に加え、ボランティアや NPO と行政が協力しながら取り組んでいくことが大切です。
- 多文化共生社会の構築に向け、異文化理解の促進や、災害時や感染症流行時でも外国人住民にも分かりやすい情報提供の強化が必要となっています。



地域コミュニティ活動

《基本方針》

住民や団体、事業所、行政などが協力しながら、地域の課題解決や活性化、地域力の向上を目指し、日常的なつながりを育む自主的な活動を支援します。また、外国人住民も含め、だれもが暮らしやすい多文化共生の地域づくりを目指します。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
コミュニティ活動育成事業補助金助成件数	6団体	7団体

《施策》

施策1 地域活動の維持・活性化

地域組織の活動を支援し、参加を促進するとともに、地域活動のリーダーを育成するために必要な支援を行います。また、地域の活動拠点である集会施設等を適正に維持・管理します。	① コミュニティ活動の育成推進 ② 集会施設等の適正な維持・管理
---	-------------------------------------

施策2 自主的な活動の創出支援

個人の関心にもとづく自主的なサークルやボランティア、NPOなどの活動を支援するとともに、情報発信や団体間の交流を促進します。また、地域課題の解決に向け、NPOやコミュニティビジネス ^{※14} 等との連携強化による協働のまちづくりに努めます。	① 自主的な活動を行う組織の育成 ② 自主的な活動の情報提供とネットワーク化の促進 ③ NPOやコミュニティビジネスなどとの連携
--	--

施策3 多文化共生の地域づくり

外国人住民に対し、災害や感染症に関する情報も含め、多言語による分かりやすい情報提供を図ります。また、住民同士の交流や外国人住民の地域参加により、異文化理解を促進します。	① 外国人住民への情報提供の強化
--	------------------

¹⁴ 地域住民が主体的に、地域の課題をビジネスの手法を用いて解決する取組のこと。その利益をコミュニティに還元することによって、コミュニティの再生や活性化につながる。

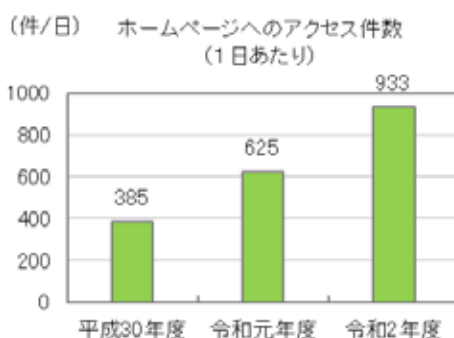
構想推進のために

1 住民参加



《現状と課題》

- まちづくりへの関心の高まりや、自治体の財政悪化を背景として、全国的に参加と協働のまちづくりが波及しています。急激な人口減少や少子高齢化、住民ニーズの複雑・多様化など、行政主導のまちづくりが困難となる中、これまで行政が担ってきたまちづくりに、地域の住民や団体、企業などが参加し、行政と協力し合い、ともに担う協働のまちづくりが重要となっています。
- 本町では、町政に対する関心と理解を得るため、広報紙やホームページ、情報発信アプリ「よこしばひかりまちナビ2」を通じた情報提供、公式動画チャンネルの開設など広報活動を行っています。また、住民の意見を的確に行政に反映し、協働によるまちづくりを進めるため、町長とまちづくりを語る「まちづくりを語ろう会（出前トーク）」など広聴活動を展開しています。
- このほか、住民の意見を政策立案に反映することを目的としたパブリックコメント^{※15}の実施、情報公開の推進をしています。また、地方創生に関する取組を契機として、協働のまちづくりの芽が育まれています。
- 地域活動の推進にあたっては、各地区の行政総務員が町との連絡調整役として、町政に関する情報を周知し、地区の住民活動や行事などを通じて町政への参加を促進しています。こうした地域活動の活性化を通じて、住民参加と協働のまちづくり意識を浸透させていくことが重要です。
- 今後は、町政に対する関心を持てるよう、住民参加と協働のまちづくりを推進しつつ、より効果的な広報広聴活動、情報公開の充実を図ることが重要です。また、ICT技術等を活用しながら、多様な参加の場を創出することなどにより、住民が参加しやすい環境を整えることが大切です。



広報よこしばひかり

¹⁵ 条例や政策などの立案に当たり、行政が案を公表して事前に住民から意見を求め、提出された意見などを考慮して意思決定を行う制度のこと。

《基本方針》

住民主体の自立したまちとしていくため、行政情報を迅速に提供して住民の関心と理解を得ながら、計画・実行・評価など様々な段階において、多様な方法で住民の意見を取り入れ、住民参加と協働のまちづくりを進めます。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
ホームページへのアクセス件数	933件／日	950件／日
情報発信アプリ 「よこしばひかりまちナビ2」登録者数	800人	2,400人

《施策》

施策1 広報広聴の充実

I C T技術等を活用しながら、町政や地域密着型の情報を、分かりやすく魅力的な方法で提供します。また、住民の意見を聞く機会の充実を図り、情報交流や住民参加を推進します。さらに、情報公開制度等の適正な運用により行政の透明性を確保します。	① 広報紙・ホームページ・SNSなどの情報の充実 ② プレスリリース※ ¹⁶ の積極的な活用 ③ 広聴活動、情報交流の推進 ④ パブリックコメントの推進 ⑤ 情報公開の推進
---	---

施策2 住民参加と協働のまちづくり活動の推進

各地区の行政総務員を中心とした、地域課題に関する住民活動や地区行事の実施にあたり、住民参加を促進します。また、協働のまちづくりの意識を醸成し、住民がまちづくりに参加しやすい仕組みをつくります。	① 地域活動の推進 ② 住民参加、協働のまちづくりの推進
--	---------------------------------

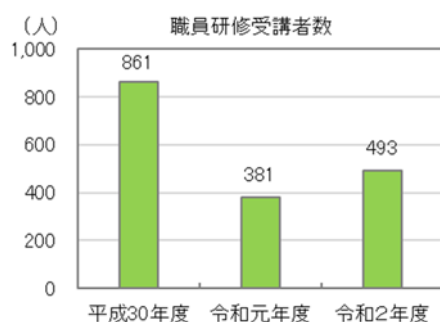
¹⁶ 報道機関に向けて、情報を提供・告知・発表すること。

2 行政運営



《現状と課題》

- 人口減少と少子高齢化の進行などを背景として、人々の暮らしの変化とともに、行政に対する住民ニーズも多様化しており、一人ひとりに合わせたきめ細かな対応が求められています。2020（令和2）年に策定の自治体DX推進計画では、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが重要とされています。多様な主体との連携による新たな価値の創出も期待されています。
- 本町では、「第2次横芝光町総合計画」のもとに計画的なまちづくりを推進するとともに、「横芝光町行政改革大綱」により簡素にして効率的でかつ効果的な行財政運営に努めてきました。また、「横芝光町職員人材育成基本方針」に基づき、職員の育成を図ってきたところです。
- 今後も、行政に対する住民ニーズはますます多様化・高度化するものと思われます。自治体DX推進計画に基づき、IoT^{※17}（モノのインターネット）、AI^{※18}（人工知能）の利用推進などデジタル化をさらに進め、住民サービスのさらなる質の向上を図っていく必要があります。
- また、著しく変化する社会経済情勢の中、的確な行政運営を自律的に推進していくため、本「第2次横芝光町総合計画」を基幹的計画として施策・事業を実施するとともに、「横芝光町行政改革大綱」などにより、行政運営の一層の簡素化・効率化と、職員の意識改革・資質向上に努めていく必要があります。



広告付き番号表示システム

■関連する分野計画

第4期行政改革大綱	2021（令和3）年度～2025（令和7）年度
職員人材育成基本方針	2006（平成18）年度～
第4期定員適正化計画	2021（令和3）年度～2025（令和7）年度

¹⁷ Internet of Things の略称。パソコンやプリンタ等の IT 関連機器に限らず、自動車や住宅、家電製品など様々なモノをインターネットに接続し、相互に制御する仕組み。

¹⁸ Artificial Intelligence の略称。学習・推論・認識・判断など人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。

《基本方針》

住民ニーズの的確な把握と、自立的な行政運営を実現するため、質の高い行政サービスの提供に努め、人材・組織の質的向上を図ります。また、本「第2次横芝光町総合計画」を基幹的計画として進め、より効果的・効率的な行政運営に努めます。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
職員研修受講者数	493人	550人

《施策》

施策1 住民サービスと行政事務の充実

社会経済情勢の変化などを的確に捉えながら、自治体DX推進計画に基づき、行政手続きのオンライン化、行政事務の効率化・迅速化を図ります。また、個人情報の保護を徹底するとともに、マイナンバーカードの交付率向上や情報リテラシー（情報を使いこなす力）に関する学習機会を設けます。	① 窓口業務の利便性の向上 ② 自治体DXの推進 ③ 庁内体制の整備 ④ 情報保護の徹底 ⑤ 情報教育の推進
--	--

施策2 人材・組織の質の向上

自立的な行政運営を実現するため、職員研修の充実や人事評価制度の実施などを通じ、職員の能力向上に努めます。また、適正な定員管理とともに、組織編成の最適化を図ります。	① 職員研修の充実 ② 人事評価制度を活用した適正な人事管理 ③ 適正な定員管理と組織編成
---	---

施策3 総合的・計画的な行政の推進

総合計画の進行管理と施策評価、予算編成との連携を図り、計画的な行政運営の実現を目指します。また、行政改革大綱を推進し、PDCA ^{※19} による進捗管理を行い、施策・事業の改善に努めます。	① 総合計画の進行管理と評価システムの連携 ② 行政改革大綱の推進
--	--------------------------------------

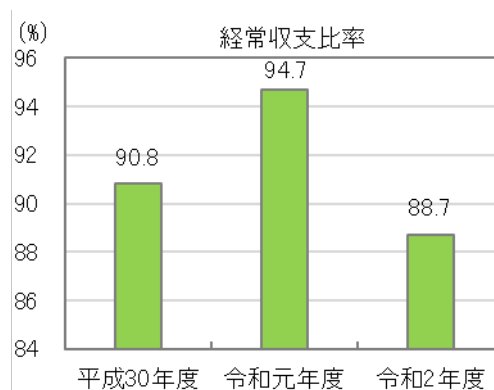
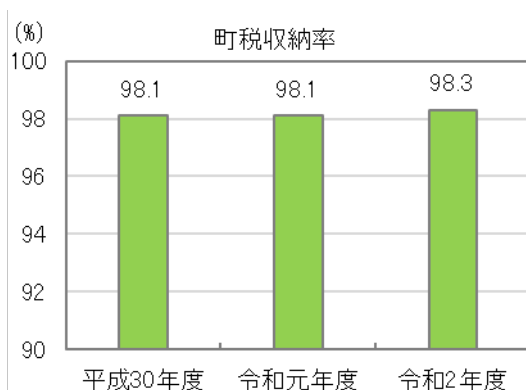
¹⁹ Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）の頭文字を取ったもので、このサイクルを繰り返すことにより、業務の改善を図ること。

3 財政運営



《現状と課題》

- 地方分権改革の推進において、各自治体が特色を持ったまちづくりをするためには、その基盤となる地方税をはじめとした自主財源の確保が重要です。自主的な財政運営をするためには、ガバメント・クラウドファンディング^{※20}等新たな手法の活用も視野に入れつつ歳入確保を図るとともに、長期的な視点に立った公共施設の更新と統廃合などにより財源を有効活用し、歳出を削減することなどが求められます。
- 本町では、将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立するため、財源の確保や経費削減を図るほか、事務事業の点検や評価を実施し、施策、事業の見直しなどを行っています。しかしながら、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少や社会保障費等の増大、公共施設の維持補修事業、新型コロナウイルス感染症対策の実施等により、財政状況は厳しさを増しています。
- 今後、公共施設の効率的な管理運営に向け、更新、統廃合、長寿命化などの計画的な実施や、指定管理者制度や PFI^{※21}事業など、民間活力の効果的な活用を検討する必要があります。また、社会保障費など扶助費の増加は避けられないものと見込まれる中で、事業の優先順位を明確にし、限られた財源の選択、集中による効率的な財政運営を目指すとともに、アウトソーシング^{※22}や AI の活用等、最少の経費で最大の効果が得られるよう業務効率化を推進することが重要となります。
- さらに、負担の公平性の観点から町税等の収納率の向上、受益者負担の適正化、町有財産の有効活用などのほか、広告収入やガバメント・クラウドファンディング等の新たな財源の確保に向け、あらゆる対策を講じることが求められています。



²⁰ クラウドファンディングとは、ある目的を達成するため、インターネット上で多数の人から資金を集めること。ガバメント・クラウドファンディングは、地方自治体が地域課題解決のために資金を調達することで、資金提供者は、寄附金額に応じて税金が控除される。

²¹ 公共施設などの設計、建設、維持管理、運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法。

²² 業務の一部を外部に委託すること。

■関連する分野計画

公共施設等総合管理計画	2017（平成29）年度～2026（令和8）年度
公共施設等総合管理計画個別施設計画	2020（令和2）年度～2026（令和8）年度

《基本方針》

厳しい財政状況の下、行政ニーズに的確に応えられる、効率的かつ計画的で自立した財政運営を確立するため、総合計画と連動した中長期的な財政計画に基づき、積極的な財源確保やコストの削減、優先順位を明確にした予算編成に努めます。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
町税収納率	98.3%	98.5%
経常収支比率	88.7%	87.0%

《施策》

施策1 効率的な財政運営

中長期的な展望による財政計画に基づき、自主財源の確保を図るとともに、ICT技術等を活用し、経費の削減に徹底して取り組みます。また、施策・事業の有効性や効率性を評価し、優先順位を明確にした予算編成を行います。	① 財政計画の策定 ② 財源の確保 ③ 経費の削減 ④ 事業評価と見直し ⑤ 公会計の取組
---	---

施策2 財政構造の転換への取組

財政の構造的な転換を図るため、公共施設の統廃合、使用料の見直し、適正な受益者負担、指定管理者制度や民営化、PFI事業などの民間活力の活用を推進します。また、ガバメント・クラウドファンディング等の新たな財源の確保に努めます。	① 公共施設の見直し ② 受益者負担の適正化 ③ 民間活力の活用
---	--

4 広域連携



《現状と課題》

- これまでの消防・救急、ごみ処理・し尿処理などに加え、医療、観光など、市町村の枠組みを越えて広域的に取り組むべき課題が増加しています。国は「定住自立圏構想」のもと、市町村の役割分担により、圏域全体として必要な生活機能を確保するよう、取組を進めています。
- 本町では、近隣市町と一部事務組合を構成し、消防・救急、ごみ処理・し尿処理、観光などの各種業務を行っています。旧横芝町（山武郡）と旧光町（匝瑳郡）の郡を越えた合併の経緯から、一つの行政分野で複数の一部事務組合に参加している現状もあり、住民サービスの均一化に向けた検討をしていく必要があります。
- さらに、医療、観光など、近隣市町との共同により広域的に取り組むべき課題も顕在化しています。
- 今後は、成田国際空港株式会社及び空港圏自治体や、山武郡市広域圏との連携、大学や民間事業者による取組との連携などにより、圏域全体で定住人口の増加につながる地域づくりを進めていく必要があります。



フレンドエリア九十九里



お仕事見学会

《基本方針》

近隣市町との連携のもとに、一部事務組合における取組を促進するとともに、医療、観光など、広域的に取り組むべき課題について、住民サービスの効率と効果などを総合的に判断しながら広域連携のあり方を検討し、地域づくりを戦略的に進めていきます。

《成果指標》

指標名	現状値	目標値（2025年度）
空港圏自治体との戦略的な連携事業数	2事業	2事業

《施策》

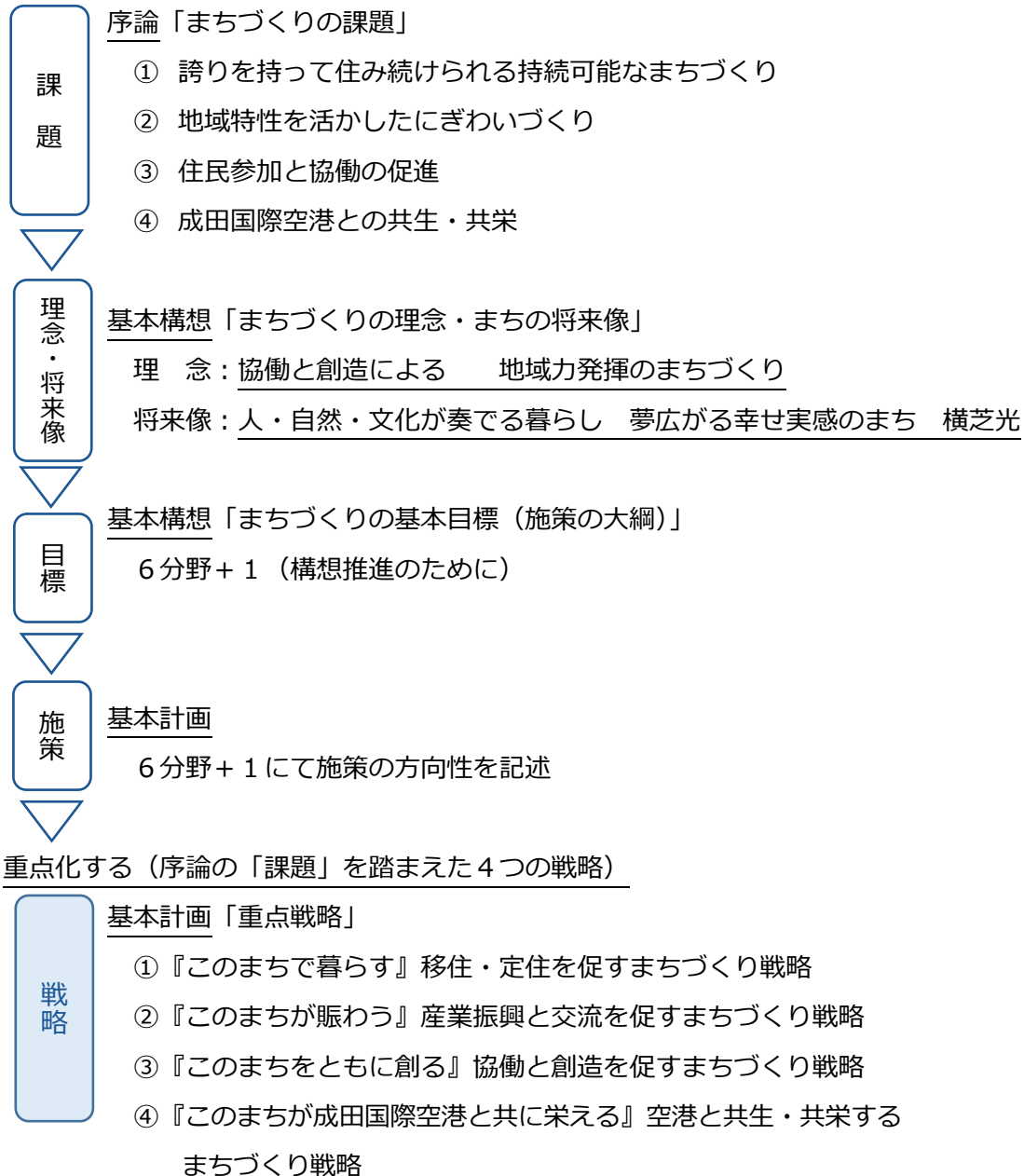
施策1 広域連携の推進

一部事務組合による住民サービスの均一化に向けた検討を進めます。また、山武郡市広域圏のみならず、学校や民間事業者による取組との連携など、広域連携のあり方を検討するとともに、新たな連携事業を行います。	① 一部事務組合の統合 ② 広域連携のあり方の協議 ③ 空港圏自治体との広域的な連携
--	--

重点战略

1. 重点戦略の位置づけ

序論・基本構想・基本計画との関係性



2. 重点戦略

(1)『このまちで暮らす』移住・定住を促すまちづくり戦略

わが国は人口減少の局面にあり、県内においても、人口減少が顕著となりつつある市町村があります。本町も例外ではなく、2020（令和2）年人口 22,075 人は、第2次総合計画の目標年次である 2025 年には 21,060 人程度となるものと推計されます。

人口の減少とそれに伴う少子高齢化は、地域活動や産業の担い手不足、子どもの教育環境の変化など、様々な影響を及ぼします。

新型コロナウイルス感染症の流行や、情報通信技術の発展により、地方移住への関心が高まる中、移住希望者の多様化するニーズを的確にとらえる必要があります。また、成田空港の更なる機能強化を活かし、本町に新たな居住者を呼び込むため、空港との近接性や都市部へアクセスしやすい立地、充実した子育て施策や豊かな自然環境など、本町の住みやすさや優れた地域資源の積極的なプロモーションが重要になっています。地域の絆、人と人とのつながり、助け合いなどを時代に合わせた持続可能な形で受け継いでいくとともに、町の情報を町内外に発信して、町をあげた移住・定住促進対策に努めます。

このため、気候の穏やかさや自然の豊かさといった「暮らしやすさ」と、成田国際空港や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）による「便利さ」を最大限に活かしながら、

- ① 子育て・教育など子どもを産み育てる環境づくりを全力でサポートする
- ② 地域の魅力を高め積極的に情報発信していく

ことにより、住んでみたい・住み続けたい、魅力あるまちをつくっていきます。

①子育て・教育全力サポートのまちづくり

【関連する基本施策】

第1章-1.子育て支援-施策1	地域での子育て支援体制づくり
第1章-1.子育て支援-施策2	保育サービスの充実
第1章-1.子育て支援-施策3	健全な親と子の育成
第2章-1.学校教育-施策1	教育内容の充実
第2章-1.学校教育-施策2	学校運営の充実
第2章-1.学校教育-施策3	教育環境の整備

【特に力を入れていく個別施策】

◎子育て支援サービスの充実	◎保育所（園）環境の整備
◎児童クラブの充実	◎子ども医療費の助成
◎母子保健の充実	◎児童・生徒の人間関係力の強化
◎ICTを活用した教育の推進	◎キャリア教育の推進
◎信頼される学校運営体制の構築	◎安心できる教育環境の維持

②魅力の向上と移住・定住を促すまちづくり

【関連する基本施策】

第2章-3.生涯学習-施策2	図書館機能の充実
第2章-4.文化振興-施策2	芸術・文化活動の振興
第2章-5.スポーツ振興-施策1	スポーツ・レクリエーションの振興
第5章-5.移住・定住-施策1	受け入れ体制の整備
第5章-5.移住・定住-施策2	積極的な町の魅力発信
第5章-5.移住・定住-施策3	若者の定住・定着の促進

【特に力を入れていく個別施策】

◎地域の情報発信と交流拠点機能の充実 （図書館）	◎イベント情報の発信（文化振興）
◎各種団体の大会運営への支援 （スポーツ振興）	◎移住・定住にかかる相談体制の充実
	◎横芝光町プロモーションの推進
	◎住宅取得等の生活支援

(2)『このまちが賑わう』産業振興と交流を促すまちづくり戦略

産業は、まちづくりの原動力を生み出す源となるだけでなく、就労の場、さらには仕事を通じた自己実現の場として、重要な役割を担っています。本町で安心して暮らし、子どもを産み育てていくためには、経済的基盤となる就労の場が欠かせません。

本町では、進学・就職を契機とした若者の転出が続いているため、若者にとって魅力ある就労の場づくりを通じて、人口減少を抑制し、同時に産業の担い手を確保する必要があります。産業構造の変化に対応するため、起業の支援や情報通信技術の活用により、イノベーション創出を促進します。また、若手経営者などの人財育成や地域資源の活用により、農畜産物の高付加価値化などを通じた収益性の向上等を目指します。併せて、国・県・成田国際空港株式会社・空港周辺市町などとの密接な連携のもと、成田空港の更なる機能強化を契機として、立地特性を活かした多様な就労の場づくりに努めます。

また、本町には緑豊かな丘陵、栗山川や坂田池、九十九里浜、中台梯子獅子舞、祇園祭、鬼来迎などの自然的・文化的資源があり、観光振興・交流促進に活用できる可能性も有しています。このため、横芝光町観光まちづくり協会をはじめ、大学、町内外の企業・NPO 団体など多様な主体の活動を支援しながら、交流促進などを図ります。併せて、横芝駅前情報交流館を有効に活用しつつ、

- ① 立地特性を活かした農業をはじめとする魅力的な就労の場づくりを進める
 - ② 地域資源を最大限に活かしつつ交流と観光の振興を図っていく
- ことにより、人と経済が元気で魅力あるまちをつくっていきます。

①立地特性を活かした魅力的な就労の場づくり

【関連する基本施策】

第5章-1.農林水産業-施策3	生産振興と経営支援
第5章-1.農林水産業-施策4	地域資源の活用と環境との共生
第5章-2.観光・交流-施策2	観光資源の活用・開発
第5章-3.商工業-施策2	新たな商業活動の促進
第5章-3.商工業-施策4	企業立地の促進
第5章-4.産業活性化-施策1	新たな事業展開や起業の促進
第5章-4.産業活性化-施策2	就業・雇用の促進

【特に力を入れていく個別施策】

◎経営体、担い手の育成	◎新産地づくりの推進
◎空き家農家住宅活用の検討	◎遊休公共用地を活かした観光企業の誘致
◎企業誘致用地等に関する情報の発信	◎地域ブランド強化の支援
◎起業や事業承継等を契機とした第二創業への支援	◎企業誘致の推進
	◎就労情報の提供

②地域資源を最大限に活かした人の流れづくり

【関連する基本施策】

第2章-5.スポーツ振興-施策1	スポーツ・レクリエーションの振興
第3章-7.河川・海岸整備-施策1	栗山川の保全・活用
第5章-2.観光・交流-施策1	観光基盤の充実
第5章-2.観光・交流-施策2	観光資源の活用・開発
第6章-3.国際交流-施策2	国際交流活動の推進
構想推進のために-4.広域連携-施策1	広域連携の推進

【特に力を入れていく個別施策】

◎ウォータースポーツの普及促進	◎栗山川情報の発信
◎観光情報の発信機能の強化	◎駅前情報交流館の有効活用
◎ニューツーリズムの振興	◎民間交流の促進（国際交流）
◎空港圏自治体との広域的な連携	

（３）『このまちを共に創る』協働と創造を促すまちづくり戦略

住民と行政が共通の目標に向かい、役割分担しながら互いに協力し合う「協働」のまちづくりは、近年、地域の課題解決に不可欠な理念とされ、全国各地で様々な取組が展開されています。また、SDGsにおいても、パートナーシップ（＝協働）が中心的な理念として掲げられ、企業活動における地域との共生が重要性を増しています。

本町では、第１次総合計画の将来像に「協働のまちづくり」を位置付け、住民と行政が協力し合いながら、まちづくりに取り組んできました。人口減少と少子高齢化が進む中、これまで「協働」を担ってきた自治会をはじめ、地域の各種団体の活動も担い手不足などにより厳しさを増しています。担い手の育成とともに、時代の状況に対応した活動や協働のあり方を試行していく必要があります。また、性別や年齢などに関わらず、誰もが活動に参画できる環境をつくることで、多様な視点からのまちづくりを進めていくことが重要です。

本町には、地域の課題解決に向け主体的に取り組むボランティア団体なども見られます。また、地方創生の取組を契機として、住民のみならず、このまちをより良くしたいと願う団体・企業、大学、NPO 団体などの活動も活性化し、大きな力となりつつあります。

このため、これらの多様な活動主体と行政、あるいは活動主体同士が互いに力を合わせ、新たな価値を地域にもたらす「協働と創造」のまちづくりを柱に、

- ① 多様な主体の活動を活性化する
- ② 自律的行財政マネジメントによる効率的で効果的な施策・事業を展開していくことにより、このまちをともに創る基盤をつくっていきます。

①参加と連携による協働のまちづくり

【関連する基本施策】

第1章-4.地域福祉-施策2	地域福祉体制の充実
第2章-2.青少年活動-施策1	青少年の健全育成
第3章-7.河川・海岸整備-施策1	栗山川の保全・活用
第4章-1.防災-施策1	地域防災体制の強化
第4章-2.消防・救急-施策1	消防機能の向上
第6章-2.男女共同参画-施策2	男女共同参画のための仕組みづくり
第6章-4.コミュニティ-施策1	地域活動の維持・活性化
第6章-4.コミュニティ-施策2	自主的な活動の創出支援
構想推進のために-1.住民参加-施策2	住民参加と協働のまちづくり活動の推進

【特に力を入れていく個別施策】

◎ボランティア活動の強化と促進 (地域福祉)	◎青少年リーダーの育成
◎環境ボランティアの育成・拡大	◎防災訓練の実施、防災意識の普及
◎消防団の人員確保	◎自主防災組織の育成
◎コミュニティ活動の育成推進	◎女性が活躍できる環境づくり
◎住民参加、協働のまちづくりの推進	◎自主的な活動を行う組織の育成

②効率的で効果的な行財政運営の確立

【関連する基本施策】

構想推進のために-1.住民参加-施策1	広報広聴の充実
構想推進のために-2.行政運営-施策2	人材・組織の質の向上
構想推進のために-2.行政運営-施策3	総合的・計画的な行政の推進
構想推進のために-3.財政運営-施策1	効率的な財政運営
構想推進のために-3.財政運営-施策2	財政構造の転換への取組

【特に力を入れていく個別施策】

◎広聴活動、情報交流の推進	◎職員研修の充実
◎総合計画の進行管理と評価システムの連携	◎財政計画の策定
◎公共施設の見直し	◎受益者負担の適正化

（４）『このまちが成田国際空港と共に栄える』 空港と共生・共栄するまちづくり戦略

成田国際空港は、1978（昭和 53）年の開港以来、わが国の主要な国際空港の一つとして、多大な役割を果たしてきました。今後も、高まる航空需要に応えながら、国の経済成長や地域振興に貢献していくことが期待されている中、2018（平成 30）年 3 月に、国・県・成田国際空港株式会社・空港周辺 9 市町でつくる「成田空港に関する四者協議会」は、発着時間拡大と滑走路の延伸・新設を柱とした成田空港の更なる機能強化の実施について合意しました。2020（令和 2）年 3 月には、成田国際空港周辺の地域づくりに関する「実施プラン」が策定され、四者の協働による地域振興に向けた取り組みが進められています。

本町が 2021（令和 3）年度に実施した住民アンケートによると、成田国際空港を活用して地域振興を図るために必要なこととして、「空港への交通アクセスの向上」が最も多く挙げられ、次いで「空港・圏央道を活用した産業の育成」、「空港への就職率の向上」となっており、利便性向上と産業振興への期待が大きくなっています。

また、本町が発展していくためには、航空機騒音対策に加え、高齢者福祉、インフラ整備や生活環境の向上、子育て・教育環境の整備といったバランスの取れた施策の推進が重要です。新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、航空需要が急激に落ち込み、今後の動向が不透明な状況が続いていますが、ポストコロナを見据えた取り組みの検討が必要となっています。

このため今後は、航空機騒音対策等を万全に講じながら、

- ① 国・県・成田国際空港株式会社並びに空港周辺 9 市町との連携
- ② 成田国際空港との共生・共栄を通じた地域の活性化を図っていく

ことにより、空港及びその周辺地域が持つ可能性を最大限活用し、魅力あるまちをつくっていきます。

①国・県・成田国際空港株式会社・空港周辺市町との連携

【関連する基本施策】

第1章-1.子育て支援-施策2	保育サービスの充実
第1章-5.保健・医療-施策3	医療体制の整備
第2章-1.学校教育-施策1	教育内容の充実
第5章-2.観光・交流-施策2	観光資源の活用・開発
第5章-5.移住・定住-施策3	若者の定住・定着の促進
第6章-3.国際交流-施策1	国際的な視野を持った人材の育成
構想推進のために-4.広域連携-施策1	広域連携の推進

【特に力を入れていく個別施策】

◎保育ニーズへの対応	◎医師・看護師の確保（広域の見地からの 病院相互の役割分担を含む）
◎多様な教育事業の推進	
◎ニューツーリズムの振興	◎空港関連企業との連携
◎語学学習の充実	◎空港圏自治体との広域的な連携（再掲）

②成田国際空港との共生を通じた地域の活性化

【関連する基本施策】

第3章-2.道路・交通環境-施策1	幹線道路の整備
第3章-2.道路・交通環境-施策3	公共交通機能の充実促進
第5章-3.商工業-施策4	企業立地の促進
第5章-4.産業活性化-施策1	新たな事業展開や起業の促進
第5章-6.空港と共生するまちづくり-施策1	空港を活かしたまちづくりの推進
第5章-6.空港と共生するまちづくり-施策2	空港へのアクセスの充実

【特に力を入れていく個別施策】

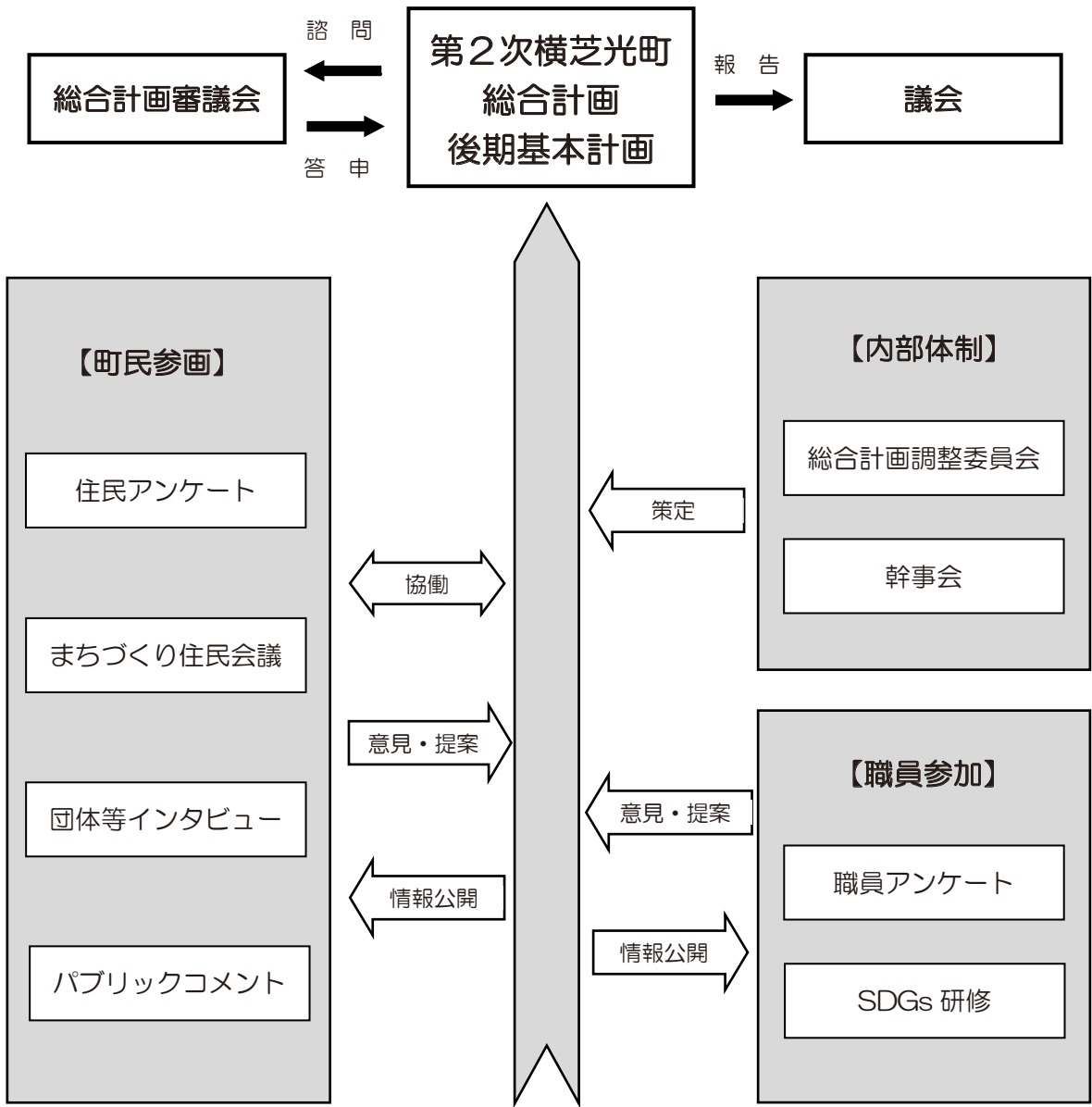
◎幹線道路の整備（国道・県道・町道）	◎新たな公共交通の検討
◎企業誘致用地等に関する情報の発信（再掲）	◎企業誘致の推進（再掲）
◎成田空港の更なる機能強化を踏まえた居住 地の整備	◎空港への近接性など地域情報の発信
◎公共交通の充実（空港へのアクセス）	◎空港関連産業用地の整備促進

資料編

1. 第2次横芝光町総合計画後期基本計画策定の経過

実施日	内容
令和2年 12月22日	第1回総合計画調整委員会
令和3年 2月8日～26日	住民アンケート実施
4月7日～30日	小中学生アンケートの実施
6月10日～21日	職員アンケートの実施
6月28日	第1回まちづくり住民会議
7月5日～9日	第1回総合計画調整委員会幹事会（書面開催）
7月15日	第2回総合計画調整委員会
7月25日	第2回まちづくり住民会議
7月29日	第1回総合計画審議会
8月26日	第3回まちづくり住民会議
8月26日、9月1日、7日	総合計画策定に係る各種団体等インタビュー
9月21日	第4回まちづくり住民会議
10月4日～8日	第2回総合計画調整委員会幹事会（書面開催）
10月7日	SDGs ワークショップ（町職員研修）
10月15日	第3回総合計画調整委員会
10月26日	第2回総合計画審議会
12月6日～10日	第3回総合計画調整委員会幹事会（書面開催）
12月16日	第4回総合計画調整委員会
12月23日	第3回総合計画審議会
令和4年 2月1日～15日	後期基本計画（素案）に対する意見募集 （パブリックコメント）
2月14日～18日	第4回総合計画調整委員会幹事会（書面開催）
2月21日～25日	第5回総合計画調整委員会（書面開催）
2月28日～3月9日	第4回総合計画審議会（書面開催）

2. 第2次横芝光町総合計画後期基本計画策定の流れ



3. 横芝光町総合計画審議会条例

○横芝光町総合計画審議会条例

平成18年3月27日
条例第21号

(設置)

第1条 町の総合的開発計画（以下「総合計画」という。）の実施を促進し、町の健全なる発展を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、横芝光町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ町の発展と住民福祉の増進を図るための重要施策の計画等に関し必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員 4人
- (2) 町農業委員会委員 2人
- (3) 町の区域内の公共的団体等を代表する者 4人
- (4) 知識経験を有する者 5人

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、役職により委嘱された者の任期は、その職の在任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条に規定する委員のほか、知識経験を有する者のうちから会長が町長の意見を聴いて委嘱する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会員のうちから互選により定める。

4 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

5 部会は、会長の命を受け、部会に属する施策等の調査研究を行う。

6 部会長は、部会において調査研究を終了したときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(資料の提出等の依頼)

第7条 審議会及び部会において必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出及び出席を依頼し、参考意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

4. 横芝光町総合計画審議会委員名簿

番号	氏 名	役職名等（職名は委嘱時）	備考
1	川島 富士子	議会議員	1号委員：会長
2	宮 蘭 博 香	議会議員	1号委員
3	八 角 健 一	議会議員	1号委員
4	鈴 木 克 征	議会議員	1号委員
5	萩 原 智 夫	農業委員会（会長）	2号委員
6	鈴 木 忠 夫	農業委員会（会長職務代理者）	2号委員
7	椎 名 義 明	公的団体等代表 （教育委員会教育長職務代理者）	3号委員
8	齊 藤 みち子	公的団体等代表（婦人会会長）	3号委員
9	須 合 一 嘉	公的団体等代表（消防団団長）	3号委員
10	押 尾 幹	公的団体等代表（商工会会長）	3号委員
11	外 川 明	有識者	4号委員
12	半 田 美智子	有識者	4号委員
13	井 上 富 雄	有識者	4号委員
14	齊 藤 徹	有識者	4号委員
15	村 越 善 子	有識者	4号委員

5. 横芝光町総合計画調整委員会規程

○横芝光町総合計画調整委員会規程

平成18年3月27日

訓令第16号

(設置)

第1条 町の健全なる発展と住民の福祉の増進を図るための町の総合計画等の審議策定を目的として、横芝光町総合計画調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとする。

- (1) 町の基本構想の策定に関すること。
- (2) 町の基本計画の策定に関すること。
- (3) 町の実施計画の策定に関すること。
- (4) 町の重要な相当規模の開発計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要であると認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副町長を、委員は教育委員会教育長及び理事並びに横芝光町行政組織条例（平成18年横芝光町条例第5号）第1条に規定する課の長、食肉センター所長、議会事務局長、教育委員会の課の長及び東陽病院事務長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、前項の委員以外の者を臨時に委員にすることができる。

（平19訓令4・平20訓令2・平28訓令3・一部改正）

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 委員会に幹事会を設置する。

2 幹事会の幹事は、各課等につき1人とし、各課等の長の推薦する者をもって充てる。

3 幹事は、総合計画等の原案の作成について、その連絡調整に当たる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第2号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第3号）

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

6. 横芝光町まちづくり住民会議要綱

○横芝光町まちづくり住民会議要綱

平成18年9月6日

告示第159号

(設置)

第1条 町の総合計画の策定にあたり、広く町民の意見を集約し、町民との協働による計画づくりを推進するため、横芝光町まちづくり住民会議（以下「住民会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 住民会議は、総合計画の策定にあたり、新しいまちづくりに関する事項について、町長に対し、町民の視点から意見を述べ、提案を行うものとする。

(組織)

第3条 住民会議は、委員16人以内で組織し、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 町内で活動する各種団体の構成員

(2) 満20歳以上の町民で、町長が公募により選任した者

2 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 住民会議は、必要に応じて町長が招集する。

(庶務)

第5条 住民会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、住民会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

7. 持続可能な開発目標（SDGs）



平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）が全会一致で採択されました。SDGs は、令和 12（2030）年を目標年次とした世界共通の目標で、「誰一人取り残さない」社会を目指すため、経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組むこととされています。

SDGs には、17 のゴールの下に 169 のターゲットが設定されており、解決すべき課題は多岐にわたっています。そのため、世界各国の政府に加え、民間企業、地方自治体、住民一人ひとりなど、あらゆる主体がパートナーシップのもとに課題解決に取り組むことが重要です。

SDGs の理念に沿って、経済・社会・環境の三側面から課題解決に取り組むことは、地方創生や、持続可能なまちづくりにもつながるため、本計画においては、SDGs の視点を取り入れながら施策の推進を行います。

119 ページに、SDGs の 17 のゴールの一覧を記載します。また、120～121 ページに、施策と SDGs の関連表を記載します。

SDGs の 17 のゴール

	貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	質の高い教育をみんなに	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
	働きがいも経済成長も	包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
	気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

基本政策	節	1 家族も なくそう	2 自然も 豊かに	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう
【第1章】 自分らしく生き生きと 暮らせるまち	子育て支援	●	●	●	●	●
	高齢者支援			●		
	障害者支援			●	●	
	地域福祉			●		
	保健・医療	●	●	●		
	社会保険			●		
【第2章】 豊かな心と郷土愛を育 むまち	学校教育				●	
	青少年育成			●		●
	生涯学習				●	●
	文化振興			●	●	
	スポーツ振興			●		
【第3章】 自然と共生する住みや すいまち	市街地整備			●		
	道路・交通環境			●		
	住まい					
	上水道・下水処理			●		
	環境衛生					
	環境・景観			●		
	河川・海岸整備			●		
	公園・緑地整備			●		
【第4章】 安全で安心して暮らせ るまち	防災	●				
	消防・救急			●		
	防犯・交通安全			●		●
	消費生活	●				
【第5章】 地域の特性を活かした 活力あるまち	農林水産業		●	●	●	
	観光・交流					
	商工業	●			●	
	産業活性化	●	●		●	●
	移住・定住					
	空港と共生するまちづくり		●		●	
【第6章】 相互理解と協働による 住民主体のまち	人権				●	●
	男女共同参画				●	●
	国際交流				●	
	コミュニティ					
構想推進のために	住民参加					●
	行政運営					●
	財政運営					
	広域連携					

6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーを 安全に	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と基礎施設の 発展をつなぐ	10 人や国の不平等 をなくす	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ を守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップ で目標を達成しよう
				●	●					●	●
		●			●						●
		●		●	●					●	●
					●						●
●					●						●
				●							
				●	●					●	●
				●	●						●
				●	●						
		●	●		●						
		●		●	●						
			●		●						
			●		●		●				
			●		●		●				
			●		●		●				
●											
●					●	●		●			
	●		●			●	●		●		
●		●						●			●
●					●			●			●
					●		●			●	
					●		●				
				●		●				●	
●		●	●		●	●	●		●		
		●	●		●			●	●		●
		●	●		●	●	●				
		●	●		●		●				●
					●						●
		●	●		●						●
				●							
		●		●	●					●	●
				●							●
				●	●					●	●
				●	●					●	●
					●					●	●
		●								●	●
					●					●	●
					●					●	●
		●								●	●

8. 指標一覧

第1章 自分らしく生き生きと暮らせるまち			
施策名	指標名	現状値	目標値 (2025年度)
1. 子育て支援	児童クラブ小5・小6受け入れ児童数	0人	25人
	児童医療費助成登録者率	82.0%	90.0%
	ブックスタートパック（絵本）配布率	99.0%	99.5%
2. 高齢者支援	認知症サポーター養成講座受講者数 （累計）	1,595人	2,450人
	高齢者見守りネットワーク事業 協定締結事業者数（累計）	23事業者	30事業者
	きらり若返り運動（貯筋運動）実施地区数 （累計）	3箇所	6箇所
3. 障害者支援	サービス等利用計画相談支援利用者数	169人	205人
	地域定着支援利用者数	12人	18人
	障害者就業・生活支援センター登録者数	76人	98人
4. 地域福祉	ボランティア登録者数	446人	460人
5. 保健・医療	1歳6か月児のむし歯率	0.9%	0.0%
	3歳児のむし歯率	19.6%	16.0%
	がん検診受診率	8.7%	23.0%
	東陽病院診療科数	10科	10科
	病床利用率の向上	58.0%	77.0%
6. 社会保険	特定健康診査の受診率	28.6%	43.0%
	特定保健指導の実施率	14.5%	60.0%
	特定健康診査受診者における 糖尿病予備軍の割合	44.9%	43.0%
	国民健康保険税の収納率	94.5%	94.8%

第2章 豊かな心と郷土愛を育むまち

施策名	指標名	現状値	目標値 (2025年度)
1. 学校教育	学校施設非構造部材耐震化 (全学校の棟別における改修済棟数の割合)	47.3%	100.0%
	実用英語技能検定取得率	80.3%	90.0%
2. 青少年育成	ジュニアリーダー研修開催回数	2回	3回
	青少年育成関係団体主催事業数	9事業	10事業
3. 生涯学習	生涯学習施設利用者数	16,527人	71,000人
	講座開催数	4講座	15講座
	図書館利用者(入館者)数	59,748人	80,000人
	図書貸出冊数	293,204冊	350,000冊
4. 文化振興	町民ギャラリー来場者数	2,288人	4,800人
	文化祭参加団体数	98団体	110団体
	文化祭来場者数	3,396人	3,500人
5. スポーツ振興	社会体育施設利用者数	69,605人	71,000人
	体育祭参加者数	3,200人	3,400人

第3章 自然と共生する住みやすいまち

施策名	指標名	現状値	目標値 (2025年度)
1. 市街地整備	都市計画道路の整備率	65.5%	85.6%
2. 道路・交通環境	幹線町道の改良率	98.6%	99.0%
	町内バス利用者数及び乗り合いタクシー利用者数	27,378人	57,050人
3. 住まい	木造住宅耐震診断及び耐震改修補助金交付件数	1件	5件
	住宅リフォーム補助金交付件数	29件	30件
	空き家バンク契約件数	1件	10件
4. 上水道・下水処理	上水道普及率	80.0%	83.0%
	合併処理浄化槽普及率	53.4%	56.4%
5. 環境衛生	町民1人1日あたりごみ排出量	0.857kg	0.813kg
6. 環境・景観	環境・景観施策に対する住民満足度	49.5%	52.0%
7. 河川・海岸整備	栗山川周辺環境ボランティア参加団体数	15団体	20団体
	小学校及びボランティア団体との協働による海岸クリーン活動への参加人数	463人	750人
8. 公園・緑地整備	公園・緑地整備に対する住民満足度	57.8%	65.0%
	わたしの街 みどりづくり事業参加団体数	5団体	5団体

第4章 安全で安心して暮らせるまち

施策名	指標名	現状値	目標値 (2025年度)
1. 防災	防災訓練参加者数	1,810 人	2,000 人
	自主防災組織の設置数	7 組織	13 組織
2. 消防・救急	火災年間発生件数	12 件	10 件以下
	応急手当の普及（講習受講者数）	205 人	725 人
3. 防犯・交通安全	犯罪年間発生件数	138 件	100 件以下
	交通事故年間死者数	0 人	0 人
	交通事故年間負傷者数	60 人	50 人以下
4. 消費生活	消費生活相談件数	45 件	51 件

第5章 地域の特性を活かした活力あるまち

施策名	指標名	現状値	目標値 (2025年度)
1. 農林水産業	認定農業者数	130 人	137 人
	農業経営体法人数	26 法人	32 法人
	遊休農地の面積	111.1ha	106.0ha
2. 観光・交流	梅まつり来場者数	13,500 人	20,000 人
	海岸観光来場者数	15,870 人	30,000 人
	観光企業の誘致	0 社	1 社
3. 商工業	企業誘致数	1 社	1 社
4. 産業活性化	就職支援セミナーの実施回数	1 回	6 回
	創業者数	5 人	5 人
5. 移住・定住	サポートセンターを利用した移住者数（累計）	27 人	60 人
	サポートセンターを利用した移住定住の相談件数（累計）	197 件	600 件
	住宅取得奨励金交付件数（累計）	31 件	281 件
6. 空港と共生するまちづくり	横芝光号成田便運行便数	20 便/日	30 便/日
	空港シャトルバス利用者	83,613 人	100,000 人

第6章 相互理解と協働による住民主体のまち			
施策名	指標名	現状値	目標値 (2025年度)
1. 人権	人権教室開催校	5校	5校
2. 男女共同参画	各種審議会などの女性委員の割合	15.0%	40.0%
	家族経営協定締結農家数	56戸	56戸
	男女共同参画に対する住民満足度	39.5%	50.0%
3. 国際交流	国際交流事業実施回数	1回	4回
4. コミュニティ	コミュニティ活動育成事業補助金助成件数	6団体	7団体

構想推進のために			
施策名	指標名	現状値	目標値 (2025年度)
1. 住民参加	ホームページへのアクセス件数	933件/日	950件/日
	情報発信アプリ	800人	2,400人
	「よこしばひかりまちナビ2」登録者数		
2. 行政運営	職員研修受講者数	493人	550人
3. 財政運営	町税収納率	98.3%	98.5%
	経常収支比率	88.7%	87.0%
4. 広域連携	空港圏自治体との戦略的な連携事業数	2事業	2事業

第2次横芝光町総合計画後期基本計画

令和4年3月発行

発行：横芝光町

編集：企画空港課

〒289-1793 千葉県山武郡横芝光町宮川 11902 番地

TEL 0479-84-1279

URL : <https://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp>



<https://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp>